

第4期 流山市 地域福祉計画

令和4年度 令和8年度

できることから始めよう みんなで高める地域のチカラ

～みんながずっと住みたいまち ながれやま～

地域に関わるすべての人・団体・事業者を「福祉の担い手」ととらえ

地域での助け合い・支え合いの活発化を目指します

この計画は、子ども、高齢者、障害者などの様々な福祉分野の基本となるものです

第1章

第4期地域福祉計画の 策定について

第1章 第4期地域福祉計画の策定について

第1節 策定の背景

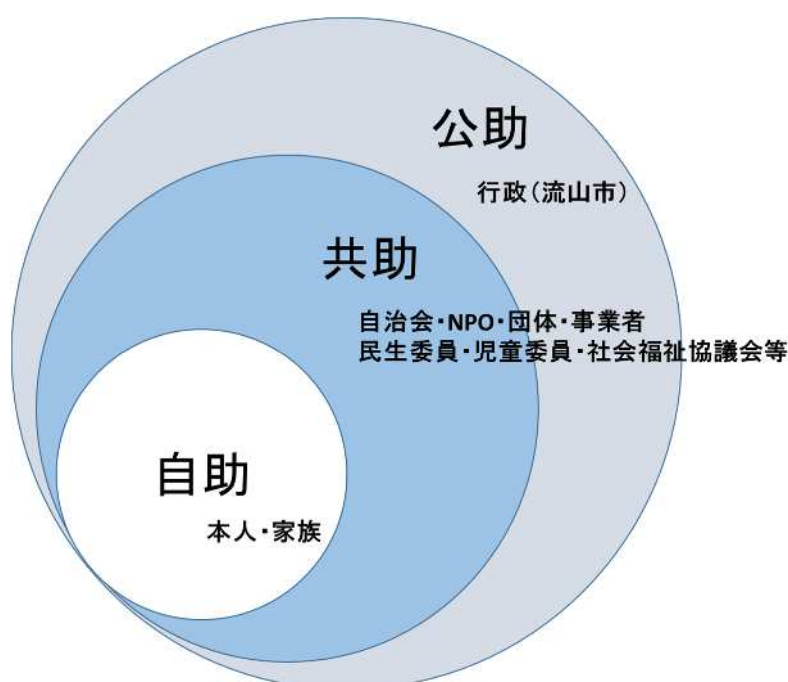
「地域福祉」とは地域に関わるすべての人が協働して、地域の福祉課題の解決に取り組み、「誰もが住み慣れた地域で健康で安心して暮らし続けることのできる地域づくり」を進めることです。

少子高齢化や核家族の進行、地域のつながりの希薄化など地域社会を取り巻く状況が大きく変化するなか、生活課題が多様化・複雑化し、高齢者・子育て世代・障害者といった、対象に応じたサービスだけでは対応しきれない制度の狭間の問題が顕在化しています。

国は、複雑な問題や制度の狭間の問題に対応すべく、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を掲げています。

こうした状況を踏まえ、この地域福祉計画では、地域の皆さんそれぞれが、役割・できることを認識し積極的に活動に参加できるよう、「自助(じじょ)」、「共助(きょうじょ)」、「公助(こうじょ)」という考え方を推進し、人と人がつながり合い、支え合い、誰もが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくりを目指します。

図表1 自助・共助・公助の担い手



身近な地域で解決する福祉のニーズ

- ・地域の課題解決には地域のみなさんの主体的な関わりと協力が必要です。
- ・行政による公的な支援制度だけでは対応・解決が難しい課題が増えてきています。
- ・行政を含め地域のみなさんがチカラを合わせることで課題解決の可能性が広がります。

流山市では、教育、子育て、街づくり、防犯、防災など様々な分野が地域住民の皆さんの活動によって支えられています。地域で起きている課題や福祉のニーズは、身近な地域で活動している個人や団体が一番早くに気づき、一番多くの事を知っています。住みよい地域づくりを進めるためには、行政が単独で地域の課題解決を行うのではなく、地域のことを一番よく知っている地域住民のみなさんが、行政と一緒に地域の課題を解決していくことが大切であり、地域のみなさんの主体的な関わりと協力が必要です。

近年、ひきこもりや支援拒否などによる社会的孤立、虐待や暴力、自殺、ホームレス、ダブルケア *用語集、ヤングケアラー *用語集、8050問題 *用語集、老老介護・認認介護 *用語集、ごみ屋敷など様々な生活課題が発生しています。このような生活課題の中には、表面化しにくく、分野横断的または制度の狭間にあるため、公的な支援制度だけでは対応が難しい場合も少なくありません。

このような複雑な生活課題や福祉ニーズを解決する場合には、地域で活動している個人や団体・民間事業者・行政などが一体となって、役割を分担し、連携・協働していくことが効果的です。

個々の力だけでは解決が難しい課題であっても、地域のチカラ（地域で活動する個人や団体などの地域資源、地域に根ざした活動等によって形成される関係性）を高めることによって、解決の可能性が大きく広がります。少しでも多くの課題を解決するために、地域に関わるすべての人が「他人ごと」ではなく「自分ごと」と捉え、主体的に行動していくことが求められています。

市民の皆様にお伝えしたいこと

流山市には、多様な人材と活発な市民の力があります。これまでも市民同士が、あるいは市民と行政が協力し、地域の課題解決に取り組んできました。今後も市民だけでなく、地域の様々な関係機関や担い手と連携し、協働しながら「誰もが住み慣れた地域で健康で安心して暮らし続けることのできる地域づくり」を進めていきます。

地域の中では、ある場面で支援を受けている人が別の場面では支援を行うというお互い様の関係づくりが、住民同士の相互理解、信頼感、地域の安心感を高めていきます。

しかしながら、近隣とつながりの希薄化が進む中では、支えられる側が支える側になるという双方向の関係性はなかなか深まるものではありません。まずは、自分や自分の家族について関心を向け、問題を解決していくことから始めることが重要です。そして、近隣の人々や地域についても関心を向け、それぞれができることを生かしながら連携・協働していくことによって、少しずつ地域のことを「自分ごと」としていく意識の醸成につながります。

地域福祉を推進していくためには、市民一人ひとりが、自助の力を高めていくことが求められます。「自助」とは「自分にできることを、できる範囲で行う」ことで、必ずしも人の助けを借りずに自立することではありません。日頃から隣近所にあいさつをすることや、困ったときに助けを求められる関係をつくっておくこと、お互いに支え合いながら生活していくことも自助といえます。また、日常生活を送るうえでは、自分のやりたいことを自分で決定し実行していくことが重要ですが、その前提として、心身ともに健康を保つことも重要です。

地域をより良いものとするため、地域の課題を「自分のこと」として課題の解決に関わるとともに、日常的なつながり構築のため、地域活動やボランティア活動等に対する理解を深め、参加することが期待されます。また、地域の課題に他の地域住民と一緒に取り組むことで、今まで関心のなかった人が「自分も手伝えることができた」という気持ちに変わり、少しずつ「何かができるかもしれない」という意識が変わっていきます。こうした積み重ねによる気づきと学びが地域社会との関わりの一歩となり、地域づくりにつながっていきます。

一人ひとりが一緒に地域をつくっていくことで、人と人がつながり、お互いを支え合い、安心して自分らしく暮らし続けられるまちを共に目指しましょう。

地域の「つながり」づくり

- ・ 支え合いの源になるのは、周囲の人々を思いやり、役に立ちたいという気持ちです。
- ・ 心の絆や思いやりは、人との交流を通じて醸成されていきます。
- ・ 多様なつながりや交流が促進される魅力的な活動や居場所づくりが必要です。

「地域で暮らし続ける」ためには、公的なサービスのみで生活が支えられるわけではありません。誰もが近隣とのつながりの中で生活をしています。身近な地域では、ちょっとした変化に気づき、発見できるような見守りや支え合いが必要であり、いざというときには地域の実態を最も良く知っているご近所同士の助け合い、いわゆる「共助の力」が必要です。

助け合いや地域の問題を解決しようという思いの源になるのは、周囲の人々を思いやり、自分が役に立ちたいという気持ちです。しかし、残念ながら、昨今は隣人に対し無関心の人が増えており、地域住民がお互いに顔を知らないということも多くなっています。他方で、自分の力を発揮したり、仲間づくりをするきっかけがつかめず地域で孤立する人も少なくありません。

人と人の絆の大切さと、それに喜びを感じる心を改めて取り戻していく時期にきているのかもしれない。東日本大震災や各地で発生している災害の影響などもあり、近年、地域の絆やつながりの重要性が再認識されています。また、新型コロナウイルス感染症の流行が長期化し、社会的孤立の問題が一層深刻化する中、国においても、政府一体となって「孤独・孤立を防ぎ、不安に寄り添い、つながる」ための取り組みを推進しています。

心の絆や思いやりは、一朝一夕ではなく、身近に人と交流する機会があり、その体験が積み重なるようにして醸成されていきます。昔のお祭りのように、世代を超えて体験や時間を共有するような機会を、私たちはもう一度、今の時代にあった形でつくるが必要になってきているのではないのでしょうか。高齢者と子育て中の親子が同じ場に集い、そこで何気ない交流に市民が楽しみながら関わる機会が生まれてくれば、まわりの人々の幸せを願いあうふれあい豊かな地域になっていくことでしょう。

地域の住民一人ひとりがその力を発揮することができ、「自分の住む地域を良くしたい」という思いが醸成されるよう、多様なつながりや交流が促進される魅力的な活動や居場所づくりを進めていくことが求められます。

社会参加や地域活動で健康に～人も都市も健康に～

- ・地域のチカラを育むためには、一人ひとりが健康であることが最も重要です。
- ・社会参加や地域活動は健康につながります。
- ・人とのつながりや交流は思いやりの気持ちを醸成し、助け合いにもつながります。
- ・自分自身はもちろん、地域みんなのためにも、できることから始めてみましょう。

地域福祉活動は、支えられる人だけでなく、支える人の健康にもつながります。地域のチカラを大きく育むためには、一人ひとりが心身ともに健康であることが最も重要です。

近年の調査研究で、地域福祉活動をはじめとした社会参加は、自身の生活に生きがいをもたらすと共に、健康維持や健康増進、介護・認知症予防等にも大きな効果があることがわかってきています¹。ボランティア等の地域福祉活動のみならず、趣味やサークル活動等への参加も自助の観点から地域福祉の推進に大きく貢献していると言えます。

また、こうした社会参加は、人とのつながりを通じて、周囲の人々への思いやりや役に立ちたいという気持ちを醸成し、共助の第一歩としてのちょっとした助け合いや支え合いにつながることも期待されます。日頃からのつながりが機能すれば、身近な地域で病気や困りごとの早期発見、早期対応が可能になり、住み慣れた地域での生活を一日でも長く続けることができます。

自分自身が健康で生きがいのある生活を送ることはもちろん、地域の人すべてが住み慣れた地域で暮らせるためにも、できることから始めてみませんか。

¹ 平成30年経済産業省 「将来の介護需給に対する高齢者ケアシステムに関する研究会報告書」等

新型コロナウイルス感染症に伴う対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大という未曾有の事態は、治療法やワクチンの開発等が進められているものの、当面は「新しい生活様式」により、「3つの密（密閉・密集・密接）」の回避やマスクの着用、手洗いや消毒等の飛沫感染や接触感染を防ぐ対策を図りながら感染予防・拡大防止と社会経済活動の両立を図っていくことが求められています。

感染症対策と地域福祉について

地域福祉においても、新型コロナウイルス感染症は、今までのように集いふれあう支援のあり方に変容を迫り、経済的困窮や差別、社会的孤立、高齢者の虚弱化などの問題を加速度的に進行させるとともに、支援を必要とする高齢者に対する住民互助による見守りや生活支援などを難しくしています。

一方で、こうした状況は、人と人との交流やつながりの重要性について再認識する機会となっています。今後も中長期的に感染防止に取り組みながらの生活が求められるなか、第4期地域福祉計画においては、関係機関・団体の協力・連携のもと、これまでのつながりを絶やさず、また、インターネット等の活用を含め、新たなコミュニケーションや支援の在り方を検討し、どんな時でもつながりが途切れない、安心できる環境整備に取り組んでいく必要があります。

第2節 計画の位置付け

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉に関する理念の提示や方向性を定めることを重たる役割としており、次の事項について計画に盛り込むことが求められています。

地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

社会福祉法による根拠～地域福祉の推進～

「社会福祉法（昭和26年法律第45号）」

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

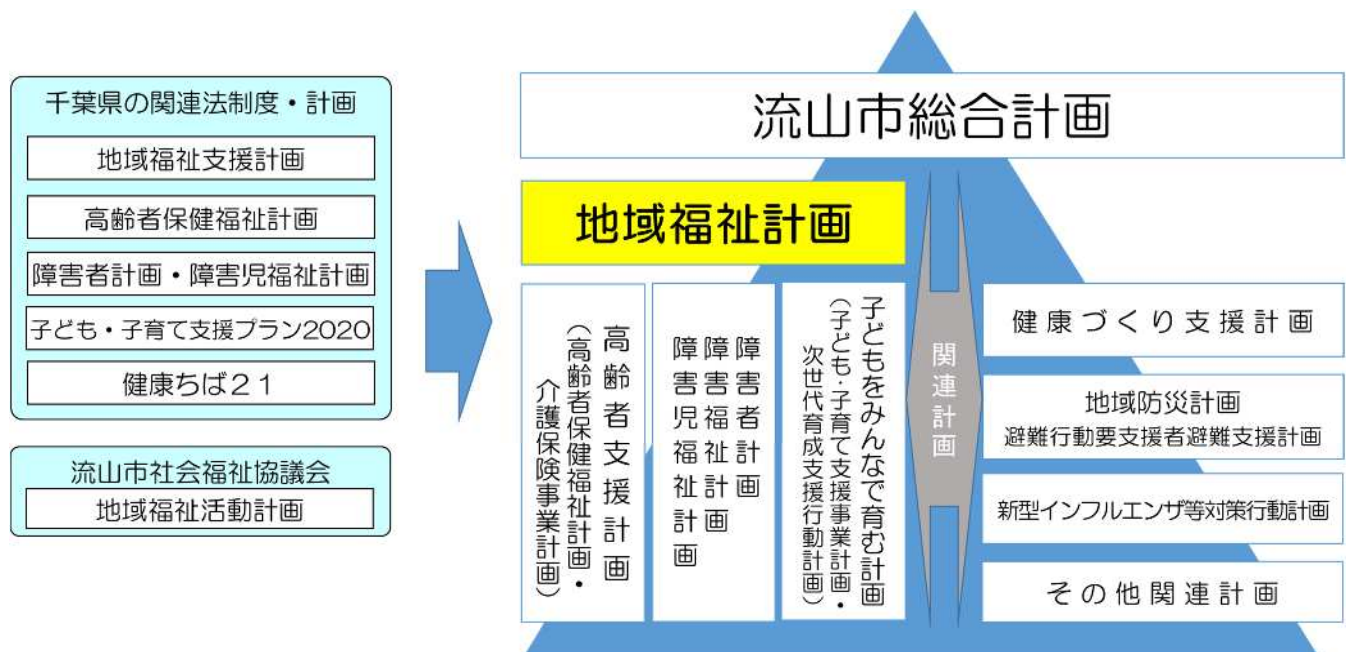
2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

地域福祉計画の位置付け

地域福祉計画は、流山市の最上位計画である総合計画（基本構想）に基づき、地域福祉を総合的に推進していくための基本的な指針を示すものです。事業の実効性・具体像は、内包する高齢者や障害などの個別計画に委ねることになりますが、各分野に共通する課題を横断的につなげ、地域福祉の推進を図っていきます。

また流山市の行政計画のみにとどまらず、千葉県が策定する千葉県地域福祉支援計画、流山市社会福祉協議会 ***用語集** が策定する地域福祉活動計画等とも連携させ、総合的な地域福祉推進体制の構築を図っていきます。



持続可能な開発目標（SDGs）との関連

SDGsとは、平成27年（2015）年の国連サミットで採択された国際社会全体の持続可能な世界を実現するための開発目標です。SDGsは、あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、不平等と戦い、気候変動に対処しながら、誰一人取り残さないようにするための17のゴール（目標）・169のターゲット（取り組み）から構成されており、そのうち本計画と関連性が高い目標として以下のものが挙げられます。



第3節 計画の期間

地域福祉計画

24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	1 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度
← 第2期計画 →					← 第3期計画 →					← 第4期計画 →				

総合計画

24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8
基本構想 (H12 ~ R1)								基本構想 (R2 ~)						
後期基本計画								基本計画 (R2 ~ R11)						
上期実施計画		中期実施計画			下期実施計画			実施計画(3年間) 毎年見直し						

高齢者支援計画

24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5
第5期			第6期			第7期			第8期		

障害者計画

24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8
第4次			第5次						第6次(R3~R8)					

障害福祉計画・障害児福祉計画

24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5
第3期(障害)			第4期(障害)			第5期(障害) 第1期(障害児)			第6期(障害) 第2期(障害児)		

子どもをみんなで育む計画～流山市子ども・子育て支援総合計画

24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
次世代育成 支援行動計画			第1期					第2期				

関連する福祉計画について

高齢者支援計画

老人福祉法の規定に基づく「老人福祉計画」と介護保険法の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定した高齢者施策全般に関わる計画です。「地域ぐるみの支え合いでつくる元気で生き生き安心 流山」を理念に掲げ、高齢者だれもが住み慣れた地域で生きがいを持って充実した生活が送れるよう、地域に関わる全ての人・機関が連携・協働する地域ぐるみの支え合い体制づくりを推進しています。

障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

「障害者計画」は障害者基本法に基づき策定した本市の障害者施策全般に関する基本的な計画です。「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」はそれぞれ障害者総合支援法、児童福祉法に基づき策定した、障害者計画の実施計画です。「共に生き、ともに築く、私たちのまち - 流山」を理念に掲げ、障害者が自らの能力を最大限発揮することにより、障害者の自立と社会参加を促進するための取り組みを推進しています。

子どもをみんなで育む計画～流山市子ども・子育て支援総合計画

子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」を一体的に策定した計画です。「子どもの最善の利益が実現され、すべての子どもが健やかに育ち地域全体で子育てできるまち 流山」を理念に掲げ、子どもたちが健やかに成長し、親が安心して子どもを産み育てられる環境を整えていくための取り組みを推進しています。

第4節 国・県・市の動きと取組み

国の動き

平成12年、社会福祉事業法が社会福祉法へと改正され、「地域福祉の推進」が社会福祉の基本理念の一つに位置づけられました。個人の尊厳を尊重することが福祉制度すべての基本的な考え方となり、可能な限り、住み慣れた地域や自宅で生活が続けられるような環境づくりが進められてきました。平成28年に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されて以降、地域共生社会実現に向けた取組みが進められています。

介護分野では、平成12年に社会全体で介護を支える制度として、介護保険制度が施行されました。これまで地域包括支援センター *用語集 の設置など地域包括ケア *用語集 の体制づくりが進められ、平成27年以降には、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、総合事業の実施など、さらなる地域包括ケアシステムの構築が進められています。

障害者分野では、平成18年に施行された障害者自立支援法が平成25年に障害者総合支援法に改称され、障害福祉サービスの充実や難病を障害者の範囲に加えるなど、地域社会における共生の実現に向けた取組みが行われています。同時に、障害を理由とする差別の解消を推進するための障害者差別解消法も施行され、総合的な支援体制が講じられています。

子ども・子育て分野では、平成22年に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、「社会全体で子育てを支える」という基本的な考えが提唱されました。平成24年には、子ども・子育て支援法を含む「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年4月より子ども・子育て支援に関する新制度が開始されています。

各個別の福祉制度以外にも、地域や事業者間のネットワーク構築、分野横断的な制度・取組みが進められています。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに教育の機会均等を図るため、平成26年に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行されました。多様で複合的な課題を抱える生活困窮者 *用語集 への対応としては、生活保護に至る前段階で自立支援策を行うため、平成27年には生活困窮者自立支援法が施行されています。

災害時に孤立しやすい高齢者や障害者などの避難行動要支援者（これまでの災害時要援護者） *用語集 については、避難支援を円滑に行うため、災害対策基本法によって対象者の名簿情報作成が義務化されています。

図表2 国の制度等の主な動き

平成22年 (2010年)	「子ども・子育てビジョン」閣議決定 ・子どもと子育てを応援する社会の実現
平成24年	介護保険法の改正 ・定期巡回、複合型サービス等の創設 「子ども・子育て支援法」等の子ども・子育て関連3法の制定
平成25年	災害対策基本法の改正(内閣府) ・避難行動要支援者に関する名簿の作成が市町村長に義務付けされる 障害者自立支援法の改正(障害者総合支援法に改称) ・障害者の範囲に難病等を加える 障害者差別解消法の制定、障害者優先調達推進法の施行
平成26年	子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行 ・「子どもの貧困対策に関する大綱」の閣議決定
平成27年 (2015年)	生活困窮者自立支援法の施行 ・生活保護に至る前段階での分野横断的な対応で自立支援を強化 介護保険法の改正 ・在宅医療と介護連携の推進、地域包括ケアシステム、総合事業の実施 子ども・子育て支援新制度 *用語集 の開始 ・仕事と子育ての両立支援、サービスの質の向上・量の拡充
平成28年	ニッポン一億総活躍プランが閣議決定 ・プランに「地域共生社会の実現」が明記 社会福祉法の改正 ・社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実施 児童福祉法の改正 ・児童虐待防止のための市町村及び児童相談所の体制強化 障害者差別解消法の施行 ・障害を理由とする差別の解消を推進 成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行 ・成年後見制度の利用に関する体制の整備 自殺対策基本法の改正 ・全ての都道府県及び市町村への「都道府県自殺対策計画」又は「市町村自殺対策計画」を策定義務
平成29年	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の改正 ・住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の創設

平成30年	<p>社会福祉法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村における包括的な支援体制の整備の推進 ・市町村地域福祉計画の充実 <p>生活困窮者自立支援法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者への自立相談事業実施、住居確保給付金支給 <p>障害者総合支援法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者への「生活」と「就労」に対する支援の充実、障害児支援の拡充
令和元年	<p>子ども・子育て支援法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てのための施設等利用給付の創設（幼児教育・保育の無償化）
令和2年 (2020年)	<p>子ども・子育て支援法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育事業所に係る確認手続について、事業所所在地以外の市町村による確認が不要に <p>障害者の雇用の促進等に関する法律の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な障害者の雇用の支援 <p>児童虐待防止法・児童福祉法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化 <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等の強化

地域共生社会の実現に向けた国の動向

わが国においては、これまで公的な福祉サービスが、高齢者・障害者・子どもといった対象者ごとに、典型的と考えられるニーズに対して、専門的なサービスを提供することで、福祉施策の充実・発展を図ってきました。しかしながら、各種制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、制度から漏れてしまう生活課題を抱える世帯への対応など、ニーズの多様化・複雑化に伴って新たな対応が求められています。

こうした中で、平成28年6月に、誰もが生きがいを感じられる全員参加型の社会を創ることをめざして、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、その中で、地域の住民一人ひとりが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が掲げられました。

これを受けて、平成29年2月には厚生労働省が「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」を公表し、地域共生社会の実現に向けて、「地域課題の解決力の強化」「地域丸ごとのつながりの強化」「地域を基盤とする包括的支援の強化」「専門人材の機能強化・最大活用」という4つの柱に沿って進めていくという改革の骨格を示しました。

この改革の一つとして平成30年4月に施行された改正社会福祉法では、地域福祉推進の理念として、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者が把握し、関係機関との連携等による解決を図ることが明記されるとともに、この理念を実現するために、市町村が地域住民の地域福祉活動への参加を促進する環境整備や、関係機関が連携して分野を超えた相談に応じる体制を構築することなど、包括的な支援体制づくりに努めることが規定されました。

併せて、市町村による地域福祉計画の策定が努力義務として規定されるとともに、福祉の各分野における共通事項を定める、福祉分野の上位計画として位置づけられるようになりました。

令和3年4月に施行された改正社会福祉法では、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな事業（重層的支援体制整備事業）の枠組みが創設されています。

千葉県の動き

千葉県地域福祉支援計画

平成31年3月には、社会福祉法第108条に規定された事項に基づき、「第三次千葉県地域福祉支援計画（中間見直し版）～『互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会』の構築を目指して～」（平成27年度～平成32年度）が策定されました。

この計画（中間見直し版）は、近年の地域福祉関連施策の動向を踏まえ、地域共生社会の実現に向けた法制度の改正等の内容を新たに盛り込んで作成されています。福祉関係団体のみならず、若い人も高齢者も、障害のある人もない人も、また、子どもから大人まで、多くの地域住民が知恵を出し合い、力を結集させる仕組みづくりを進めるとともに、地域福祉を担う人材の育成や基盤づくりの推進が掲げられています。

地域・市町村を支援するための施策

- ◆ 互いに支え合う地域コミュニティの再生
- ◆ 生涯を通じた福祉教育と地域福祉を支える人材の育成
- ◆ 医療・福祉サービスの安定的な供給と地域活動基盤の強化
- ◆ 支援が必要な人、一人ひとりを支える相談支援体制の充実・強化

千葉県子ども・子育て支援プラン2020

令和2年4月には、子ども・子育て支援法に基づく子育て支援事業支援計画と次世代育成支援対策推進法の規定による県の行動計画を一体的に定める、「千葉県子ども・子育て支援プラン2020」（令和2年度～令和6年度）が策定されました。

プランで推進する3つの柱

- ◆ 安心して妊娠・出産し、ゆとりをもって子どもを育てられる環境づくり
- ◆ 子どもが愛情に包まれて健やかに成長し、自立できる環境づくり
- ◆ 地域全体で、子育てを応援し、子どもを守る環境づくり

千葉県障害者文化芸術活動推進計画

令和3年3月には、障害者のある人の文化芸術活動の推進による社会参加や自立促進及び共生社会実現に向け、「千葉県障害者文化芸術活動推進計画」（令和3年度～令和8年度）が策定されました。

基本方針

- ◆ 障害のある人による文化芸術活動の幅広い促進
- ◆ 障害のある人による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化
- ◆ 地域における、障害者芸術を通じた交流の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現

流山市の動き

総合計画の策定

都心から一番近い森のまち

流山市の最上位計画である総合計画が令和2年度から新たにスタートしました。新たな総合計画では、目指すまちのイメージを「都心から一番近い森のまち」とし、みどりの保全・創出のみならず、みどりが与える都市の「うるおい」や市民の「やすらぎ」、人と人が集う「ふれあい」などの効果も含むものとしています。

「都心から一番近い森のまち」の実現に向け、総合計画ではまちづくりの基本理念を次のとおり掲げています。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 市民の知恵と力が活きるまちづくり 2 市民が誇りと喜びを持てるまちづくり 3 市民・都市・コミュニティが健康なまちづくり |
|--|

また、6つの政策分野ごとに、まちづくりの基本政策を掲げています。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 安心・安全で快適に暮らせるまち 2 生きがいを持って健康・長寿に暮らせるまち 3 良質な住環境のなかで暮らせるまち 4 賑わいと魅力のあるまち 5 誰もが自分らしく暮らせるまち 6 子どもをみんなで育むまち |
|--|

流山市手話言語の普及の促進に関する条例の制定

手話は音声言語と異なり、手や指、顔の表情などを使って、物の名前や自分の意思を視覚的に表現する非音声言語であり、また、日本語とは異なる独自の語彙や言語体系を有するひとつの言語です。市では、手話が言語であるという認識に基づき、共生社会実現のため流山市手話言語の普及の促進に関する条例を平成31年3月に制定しました。

この条例は、手話に関する基本理念を定め、市の責務と市民等の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的に推進することで、障害の有無にかかわらず、全ての市民がお互いを理解し合い、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、手話が言語であることへの理解の普及を推進しています。

第5節 第3期計画のふりかえり

第3期計画（平成29年度から令和3年度）の概要

第1期、第2期計画では、「誰もが尊重され、安心して生まれ育ち いきいきと暮せるまち 流山」を基本理念として掲げ、連帯・協働による地域内のパートナーシップ、ネットワークの構築を進めてきましたが、第3期計画では新たに「できることから始めよう みんなで高める地域のチカラ～みんながずっと住みたいまち ながれやま～」を基本理念とし、「自助(じじょ)」、「共助(きょうじょ)」、「公助(こうじょ)」という考え方のもと、地域に関わるすべての人が活動に参加しやすい環境づくりと地域のチカラの底上げに取り組んできました。

基本理念	できることから始めよう みんなで高める地域のチカラ ～みんながずっと住みたいまち ながれやま～
施策の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・自助：地域福祉を推進する担い手 ・共助：地域福祉を推進するつながり ・公助：地域福祉を推進するまちづくり

第3期計画の取組

第3期計画では、主に以下の取組を行いました。

広報やホームページのほか、安心メールやツイッター、LINE等さまざまなメディアの活用も検討しながら福祉サービスやイベント、講座等の情報提供に努めました。

認知症VR体験会をはじめとした各種講座・講演会の開催や女子車いすバスケットボールオランダ代表の事前キャンプにおける市民交流を通じて福祉意識の普及啓発を図りました。

健康講座、筋力アップ教室等の開催を通じて健康づくり・介護予防を推進しました。介護職員、看護師、保育士等に対する修学資金貸付や各種ボランティア等の養成講座・研修会の開催を通じて専門職やボランティア等の地域福祉の担い手確保に努めました。市民活動団体やNPO等の様々な地域活動団体への支援を通じて地域活動の活性化を図りました。

民生委員・児童委員や社会福祉協議会、自治会、NPO等の地域で活動する個人や団体と連携し地域課題の早期発見・早期解決に努めました。

在宅医療・介護、虐待、行方不明高齢者、成年後見、障害者自立支援、ボランティア等の様々な分野において関係機関のネットワーク及び連携体制の強化を図りました。新たに北部西高齢者なんでも相談室、成年後見推進センター、子育て支援総合窓口、障害者の基幹相談支援センターの開設等により相談支援体制の充実を図りました。地域支え合い活動、地区社協によるセーフティネット活動、ファミリーサポートセンター、介護予防・生活支援サービス等の住民相互の支え合い活動の推進に努めました。

第4期計画に引き継がれる課題

第3期計画から以下の課題を引き継ぎ、第4期計画でも引き続き取組を進めていきます。

市民への情報提供にあたっては、必要とする人に情報が行きわたるよう、様々な媒体・経路を通じた情報発信を検討していきます。

生涯を通じた生活における質の充実と医療費や介護給付費の増大を抑制するため、健康づくり・介護予防を推進し健康寿命の延伸を図っていきます。

担い手不足や高齢化に対応するため、専門職やボランティア等の地域福祉の多様な担い手確保に努めます。

地域課題の早期発見・早期解決のため、地域で活動する様々な個人・団体との連携強化を推進していきます。

地域住民による支え合いと公的支援が連動し、生活上の困難を抱える住民を地域丸ごと支える地域づくりに努めます。

住民相互の支え合い活動を支援し、住民が主体となった共に支え合う地域づくりを進めます。

増え続ける多様な相談やニーズに対応するため、相談支援体制と各種福祉サービスの充実を図って行きます。

地域に多様なつながりや交流の場が生まれるよう地域交流を活性化します。

第6節 第4期地域福祉計画の基本理念・施策の方針

第4期計画では、第3期計画中の新たな課題や引き続き検討すべき課題、市民アンケート調査結果などを踏まえ、第3期計画の基本理念「できることから始めよう みんなで高める地域のチカラ ~みんながずっと住みたいまち ながれやま~」を継承し、人と人がつながり、支え合い、誰もが自分らしく安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現を目指します。

基本理念

できることから始めよう みんなで高める地域のチカラ
~みんながずっと住みたいまち ながれやま~

基本理念の考え方

地域のチカラを高めるためには、地域に住む皆が、個々に「できること」から始め、より多くの方に参加してもらうことが何より必要です。

地域住民や地域のあらゆる主体が身近な活動に「自分ごと」として参加し、行政をはじめとした様々な関係機関とつながり、地域の支え合い機能を強化することで、個々の力だけでは解決が難しい課題であっても、解決の可能性が大きく広がります。

また、地域の住民一人ひとりが、役割を持ち自分らしく活躍できるようになれば、生きがいを持っていきいきと暮らせるようになり、地域社会が活性化していきます。

流山市が、すべての住民にとって「ずっと住みたいまち」になるよう、地域のみんなで「できることから始めて」いきましょう。



施策の方針 ～ 自助・共助・公助～

地域活動への積極的な参加を増やしていくためには、地域に関わる全ての人々が「できることから始めてみる」ことや「活動に参加しやすい環境づくり」が重要です。

誰もが役割と生きがいを持ち、自分らしく活躍できるよう、一人ひとりの個性やニーズに合った社会参加を可能とするためには、多様な経路で社会に参加しやすい環境を整えるとともに、多様な場を創出していくことが求められます。

そこで、第4期計画でも、第3期に引き続き「自助・共助・公助」の考え方のもと、役割分担・できることを具体的に示し地域に関わるすべての人が活動に参加しやすい環境づくりを進め、地域のチカラの底上げを目指します。

図表3 自助・共助・公助の担い手と役割分担

<p>地域福祉を推進する 担い手</p>  <p>自助＝市民</p> <p>市民一人ひとりができること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普段から互いにあいさつをしたり、声かけをする ・日常生活の中でボランティアや地域活動への関心を持ったり、参加したりする。 	<p>地域福祉を推進する つながり</p>  <p>共助＝地域</p> <p>地域のみんなでできること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護や子育てなど、地域で気軽に話し合える場を持ち、みんなで助け合う。 ・地域活動の情報を発信し、支え合う。 	<p>地域福祉を推進する まちづくり</p>  <p>公助＝行政</p> <p>行政・市が取り組むべきこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における見守りや支え合い活動を推進する。 ・ボランティアの養成を図る。
--	---	---

自助・共助・公助の考え方

自助（地域福祉を推進する担い手）

「自助」とは「自分にできることを、できる範囲で行う」ことで、必ずしも人の助けを借りずに自立することではありません。日頃から隣近所にあいさつをすることや、困ったときに助けを求められる関係をつくっておくこと、お互いに支え合いながら生活していくことも立派な自助といえます。また、日常生活を送るうえでは、心身ともに健康を保つことも重要です。地域福祉を推進する担い手として一人ひとりが「できること」から始めて、少しずつ人や地域とつながっていきましょう。

共助（地域福祉を推進するつながり）

「共助」とは、「地域みんながそれぞれ自分にできることを行いながら、支え合い・助け合う」ことです。支え合いの担い手は地域の住民だけでなく、自治会、ボランティア団体、NPO、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、行政をはじめとした多様な主体が存在しており、それぞれ出来ること・得意とすることが異なります。地域の様々な課題を解決し、地域を良くしていくためには、地域みんながそれぞれ自分にできることを行いながら相互に連携・協力し助け合っていくことが不可欠です。

そのためには、日頃からつながりを持ち、顔の見える関係を構築していくことが重要です。人と人とのつながりが地域のセーフティネットとなり、誰もが役割と生きがいを持って活躍できる地域共生社会実現の基盤となります。地域のつながりを強め、みんなで行い地域のチカラを高めていきましょう。

公助（地域福祉を推進するまちづくり）

「公助」とは、「地域福祉を推進するため行政が自らできることに取り組む」ことです。市は制度的に位置づけられた公的な福祉サービスの担い手としてだけでなく、市民や福祉団体等と協働し必要な支援を行うとともに、住民ニーズを十分に把握しながら、地域福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

そのためには、住民の地域福祉活動への参加を促進するとともに、専門職や活動のリーダー的存在などの、専門性や特別な能力や役割が期待される人材の育成や発掘を通じて、地域福祉の担い手の確保に取り組んでいきます。

また、市は地域の「共助」の重要な担い手でもあります。行政も含め、地域みんながそれぞれ自分にできることを行いながら相互に協力し助け合えるよう、地域のつながり・ネットワークづくりを推進し、「自助・共助・公助」が一体となった地域づくりを進めていきます。

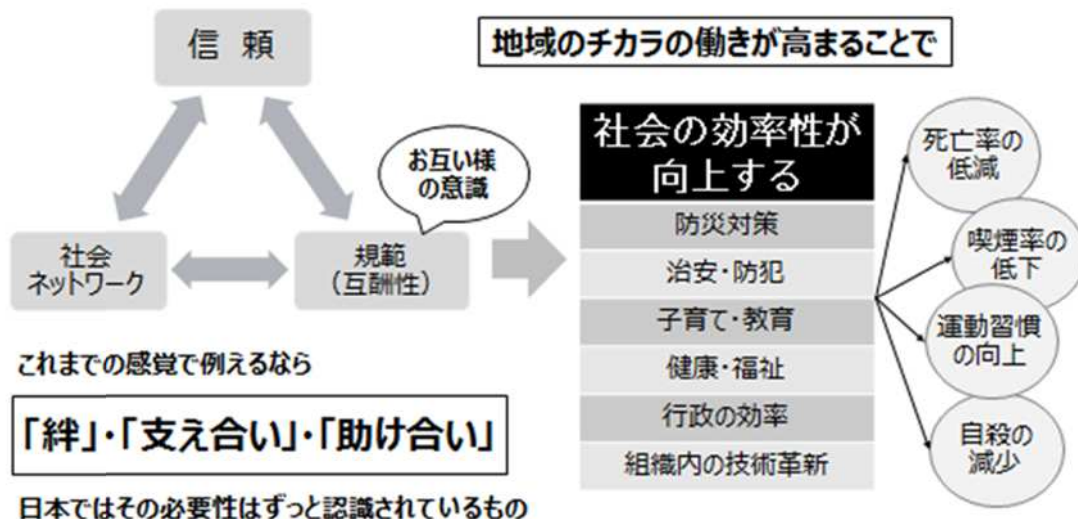
第7節 地域のチカラ

地域のチカラ

今回の地域福祉計画では自助・共助・公助という役割分担を進めますが、その目標・方向性は地域のチカラを高めることです。地域のチカラとは、「地域で活動する個人や団体などの地域資源、地域に根ざした活動等によって形成される関係性」のことで、主に「信頼」・「規範(お互い様)」・「社会ネットワーク(つながり)」の3つが相互に関連して成り立っているものと考えられます。「絆・支え合い・助け合い」といった感覚に似たものです¹。

この関係性が良好で活発になっていくことで、ネットワークを通じて、人と人との信頼や規範(お互い様の意識)が生まれ、地域がより活性化し地域福祉の向上につながっていきます。地域の人々に対する信頼が厚く、お互い様という社会規範が醸成され、人と人とのネットワークが豊かであればある程、皆が住みよい社会になるという事が実感できる筈です。健康づくりの分野では、住民同士の信頼関係が高ければ高いほど、喫煙率の低下や運動習慣の向上などの効果があること等が報告されています²。

図表4 地域のチカラの概念と効用



¹ 内閣府国民生活局「平成14年度ソーシャルキャピタル：豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて」

² 平成26年度厚生労働科学研究「地域保健対策におけるソーシャルキャピタルの活用のあり方に関する研究」をもとに作成

地域のチカラを高めるためには、地域の資源、個人・団体、地域に根ざした活動など様々な担い手の力をつなぎ・結集させることが必要です。そのためには、「地域に集う場をつくる」「身近にある地域資源に気づき、活用する」「楽しく、人の役に立つ喜びが生まれる活動をする」「簡単にできそうな活動から取り組む」「行政と連携する」「担い手を育成する」「既存の活動範囲の外にいる人を巻き込み活動の幅を広げる」といったことが効果的であると言われています¹。

東京都心からのアクセスも良く人口増加が続く流山市には、転入前後の新たな市民、子育て世代とその子ども、定年退職後の世代などの多様な人材が存在しています。一人でも多くの流山市民が、地域で「自分にも何かできるかもしれない」と思い、好きなことや得意なことを活かしながら活躍できるようなまちづくりを目指していく必要があります。

地域のチカラ ～流山市のいま～

地域のチカラを数値化することは難しいですが、内閣府による調査² など、特定の指標により、実情を評価する取組みがあります。第3期計画に引き続き、第4期計画においても地域福祉計画策定に向けた市民アンケートの結果から、内閣府による調査と同様の指標を活用して流山市の地域のチカラの現状把握を試みました。

図表5 地域のチカラに関する住民アンケート結果と前回調査との比較

設問内容		回答内容	流山市地域福祉計画 アンケート（2021） 回答割合	流山市地域福祉計画 アンケート（2016） 回答割合
近所の人々への信頼 ※「信頼」と関係		信頼できる ※「とてもそう思う」、 「ややそう思う」と回答した方	49.6%	46.7%
近所づきあいの程度 ※「社会ネットワーク」と関係		つきあいがある ※「困った時に相談できる」、 「会えば話をする」と回答した方	50.5%	55.4%
社会参加 ※「規範（お互い様）」 と関係	地域活動	参加している ※「週に2、3回」～「月に1回」 と回答した方	24.2%	27.0%
	スポーツ・趣味 娯楽活動		35.1%	35.5%
	ボランティア NPO活動		17.8%	16.4%

※前回実施結果

¹ 日本公衆衛生協会 平成28年度地域保健総合推進事業「ソーシャルキャピタルを活用した地域保健対策の推進について」

² 内閣府国民生活局「平成14年度ソーシャルキャピタル：豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて」

調査結果から ～地域の「つながり」づくりが大切～

前回アンケート調査結果と比較すると、「近所の人々への信頼」は増えた一方で、「近所づきあいの程度」は減少しています。また、「社会参加」も総じて減少傾向にあります。

上記指標以外にも市民アンケートでも、地域の中の問題点として、「隣近所との交流が少ない」が、「緊急時の対応体制が分からない」に次いで2番目に多く回答されています。また、「隣近所等、身近な地域での助け合いや交流が活発か」という質問にも、約6割の方が否定的に回答しており、地域のチカラの構成要素である「社会ネットワーク(つながり)」・「規範(お互い様)」を強化していくことが必要であると言えそうです。

一方で、市民アンケートで隣近所等との交流が活発ではないことを問題点としてとらえている方が多いということは、「もっと交流が活発であってほしい、活発に交流したい」と思っている方が少なくないとも考えられます。

また、地域への愛着についての質問では約8割の方が肯定的に回答されています。今後の地域活動への参加意向についての質問でも、「条件が合えば参加したい」と回答された方が約6割にのぼり、「居住する地域で他の人の役に立ちたいか」という質問にも約6割の方が肯定的に回答しています。

上記の「地域に愛着がある」、「地域活動への参加に前向き」、「地域で役に立ちたいと考えている」といった方々が地域での様々なつながりや参加の機会を通じて出会い、交流することで、お互いに学びや刺激を受け、地域が活性化していきます。

一人ひとりの様々な思いを実現するためには、誰もが多様な経路で社会に参加することができる環境を整えるとともに、人がひきつけられる魅力的な場を多数創出していくことが大切です。

第8節 圏域の設定

編集中

図表6 流山市圏域地図

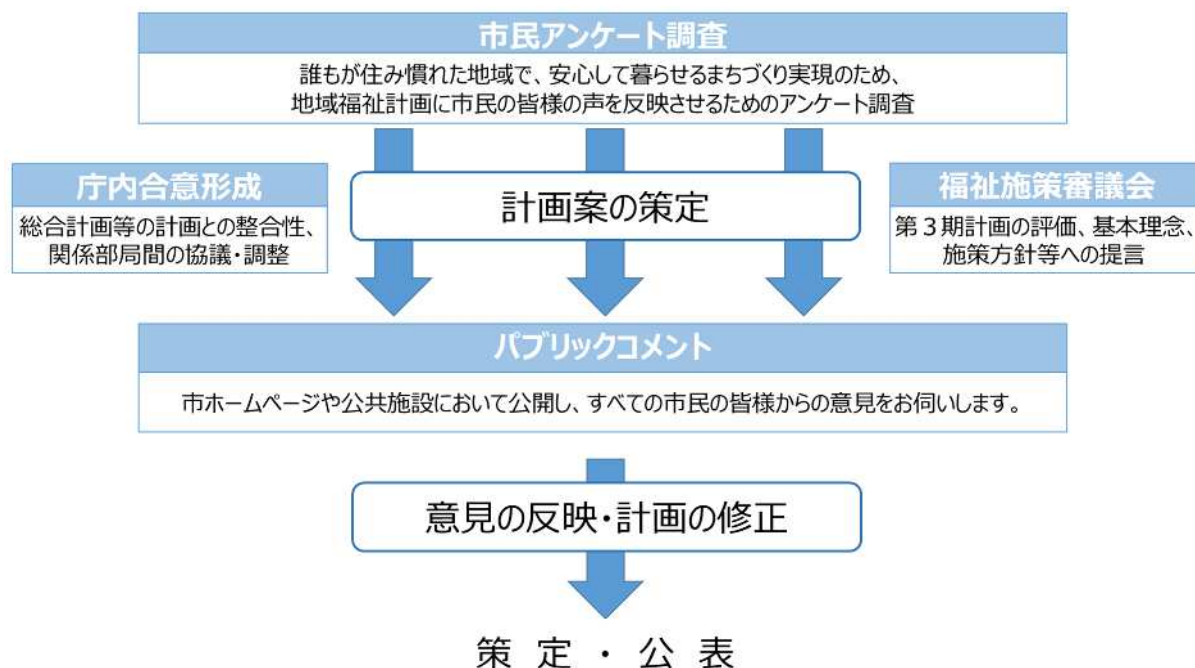
編集中

図表7 圏域の概要

編集中

第9節 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、市民の意見を反映した計画として策定する必要があることから、アンケート調査や市民参加条例に基づく複数の市民参加手続の実施を通じて、市民参加を基本とした計画策定を目指しました。



ニーズ把握

市民の意見を広く計画に反映するため、令和3年1～2月にかけて無作為抽出による市民3,000人を対象に、市民アンケートを実施しました。このほか、毎年度行っている「ながれやま まちづくり達成度アンケート」や直近に行った「子ども・子育て支援総合計画策定に関するニーズ調査」、「流山市民の健康に関するアンケート」、「障害者福祉計画アンケート調査」、「高齢者等実態調査」等の結果を参考としました。

庁内における政策合意

本計画の内容は、総合計画をはじめ、既存の行政計画との整合性を図るものとなっています。そのため、関連部局との間で調整及び周知を図り、適切な情報共有、理解のもとに策定作業を進めました。

流山市福祉施策審議会

計画の策定にあたっては、市民や事業者の積極的な参加と行動が重要となることから、市民の代表、福祉サービスの提供を受ける者の代表、ボランティア団体の代表、社会福祉法人の代表、民生委員・児童委員 *用語集、医師会の代表、歯科医師会の代表、学識経験者、関係行政機関の職員を加えた18人で組織された「流山市福祉施策審議会」において既存計画の評価、基本理念、計画内容など計画策定に関する事項の審議を行いました。

また、計画策定過程を広く市民へ周知するため、審議会を公開とし、議事録をその都度ホームページに公開するとともに、パブリックコメント（意見公募手続き）により、広く市民の意見募集も行いました。

流山市社会福祉協議会・地域福祉活動計画との連携

流山市社会福祉協議会は、ボランティア活動や福祉教育の推進、住民参加による福祉ネットワークづくりなど、地域福祉の推進について様々な実績と経験を有しています。そのため、流山市社会福祉協議会において同時期に作成された「地域福祉活動計画」との整合性に配慮しました。

第2章

流山市の現状

2章 流山市の現状

第1節 流山市の現状

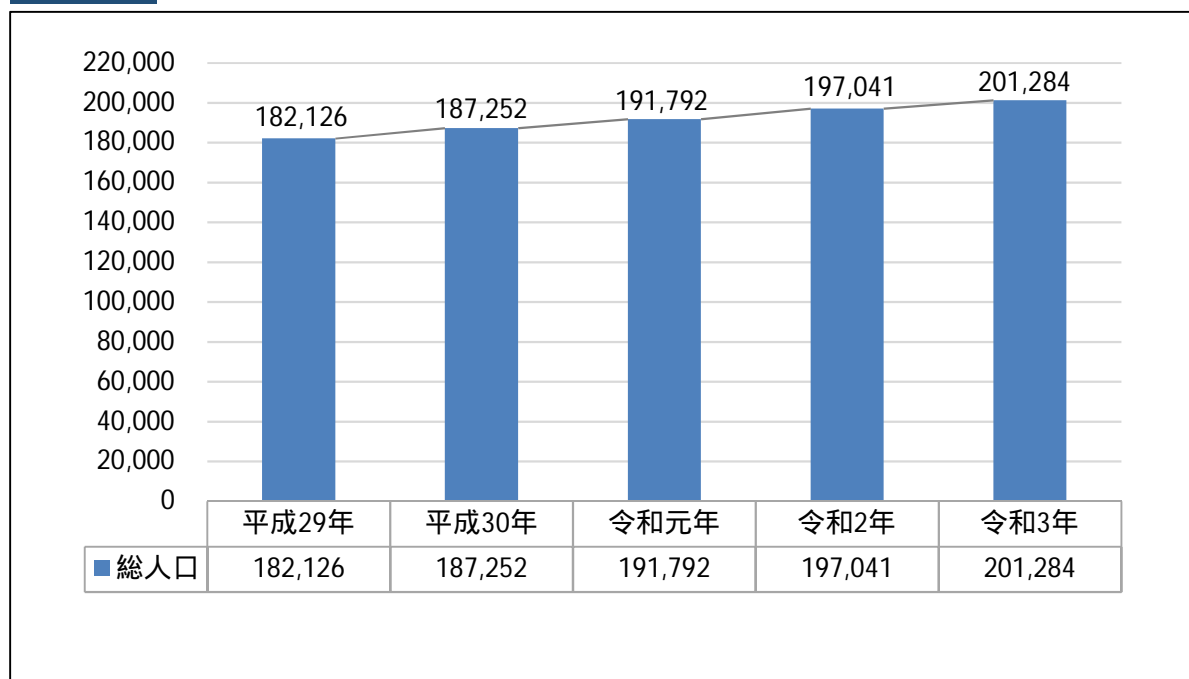
流山市は、つくばエクスプレスの開通により、東京都心の秋葉原と約20分で結ばれ交通アクセスは飛躍的に向上しました。自然豊かな環境と優れた交通アクセスを活かして、「都心から一番近い森のまち」をキーワードに良質なまちづくりや子育て支援策を進めています。令和3年4月1日現在の人口は20万1,284人で、現在も人口の増加が続いています。

(1) 人口の推移・見通し

第3期地域福祉計画策定時の人口18万2,126人(平成29年)から、令和3年人口20万1,284人と約2万人の人口増加となっています。人口の推移を年代別にみると、全国的に高齢化率が高まっている中、当市においても老年人口は増加していますが、人口増加の影響で老年人口比率は減少しており、代わりに年少人口と年少人口比率はいずれも増加しています。

将来見通しについては、令和9年までは緩やかに増加が続くと想定されます。その後は人口の減少が想定されますが、令和17年までは20万人を維持するものと推計されています。

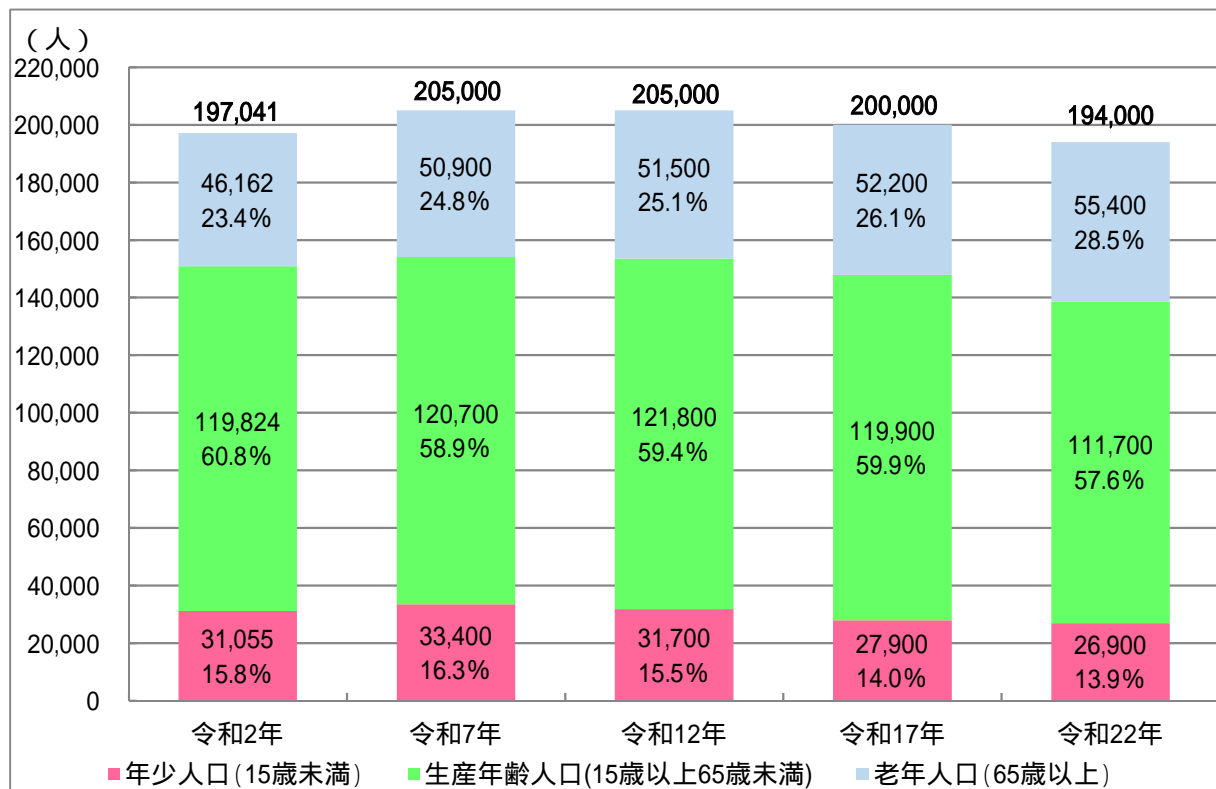
図表8 流山市の人口推移(各年4月1日現在)



図表9 年齢3区分別人口の推移（各年4月1日現在）

	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年
総人口	181,216	187,252	191,792	197,041	201,284
年少人口	27,202	28,535	29,736	31,055	32,117
同構成比(%)	14.9	15.2	15.5	15.8	16.0
生産年齢人口	111,295	114,118	116,645	119,824	122,478
同構成比(%)	61.1	61.0	60.8	60.8	60.8
老年人口	43,629	44,599	45,411	46,162	46,689
同構成比(%)	24.0	23.8	23.7	23.4	23.2

図表10 人口の将来展望における年齢3区分別人口構成（市独自試算）

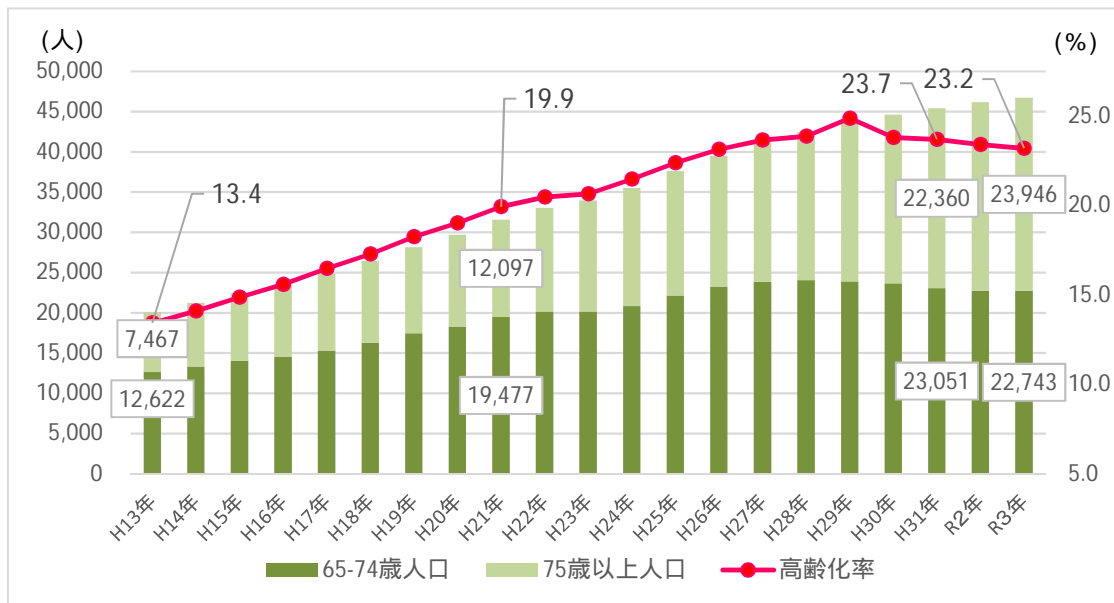


令和2年は実績です。また、内訳は端数を調整しています。

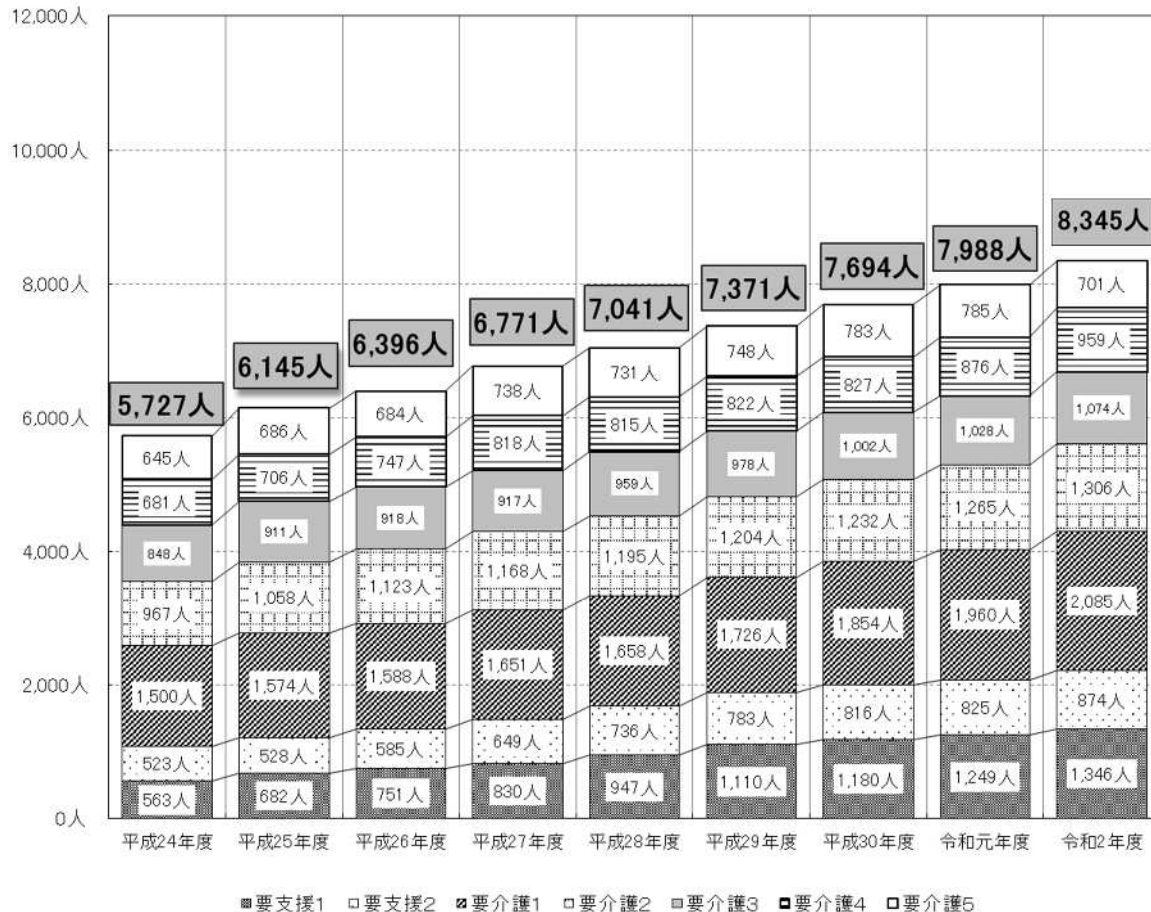
本推計は令和2年度から始まった流山市総合計画の策定時点（平成30年度）における市の独自試算です。

(2) 高齢者の状況

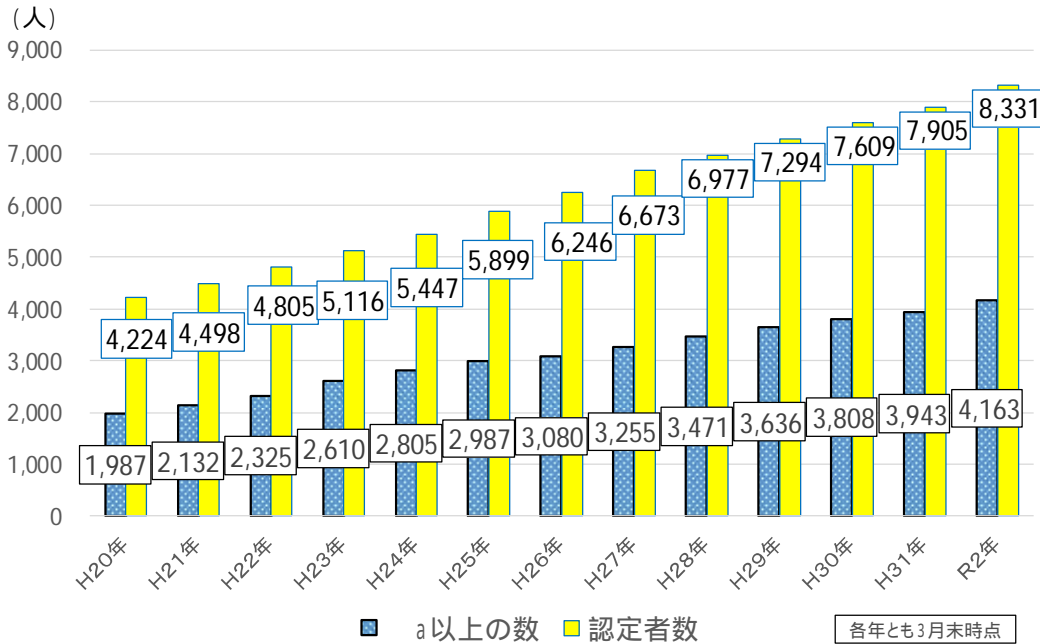
図表11 老年人口と高齢化率の推移（各年4月1日）



図表12 介護度別にみた認定者の推移（各年10月1日）

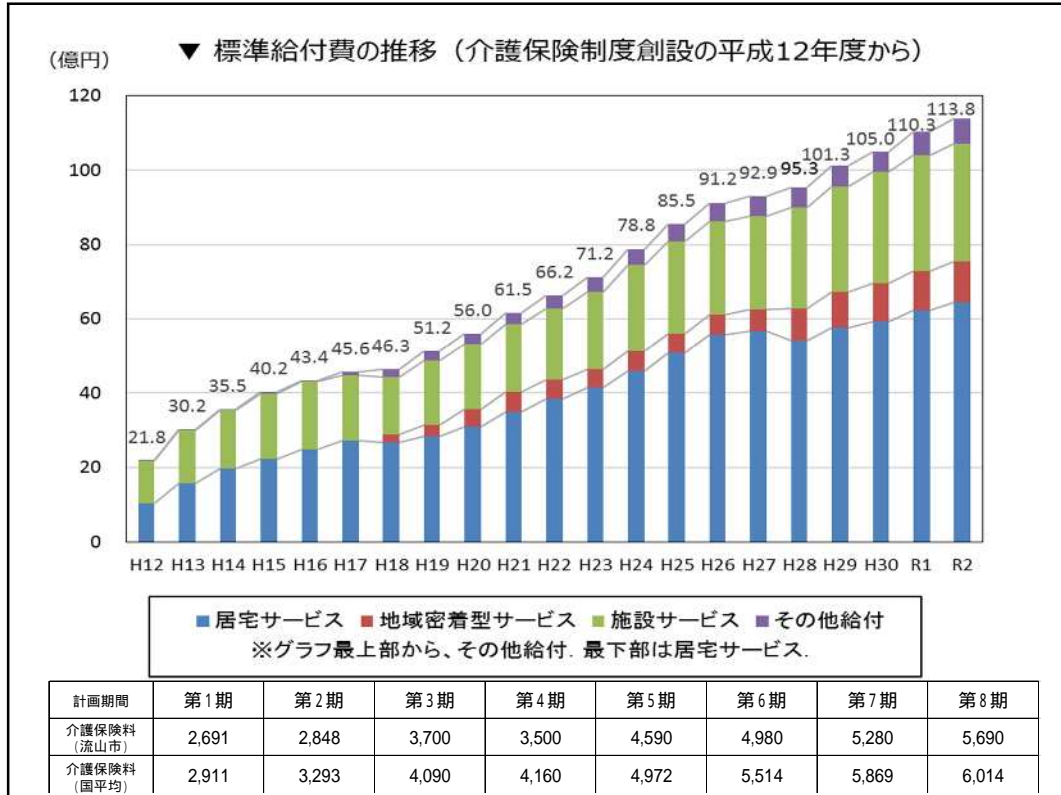


図表13 認知機能の低下があると評価された要介護（要支援）認定者数の推移



*注：要介護（要支援）認定の主治医意見書において、認知症高齢者の日常生活自立度が a（買い物、金銭管理等それまでできたことにミスが目立つ等）以上の評価を受けた方の数です。

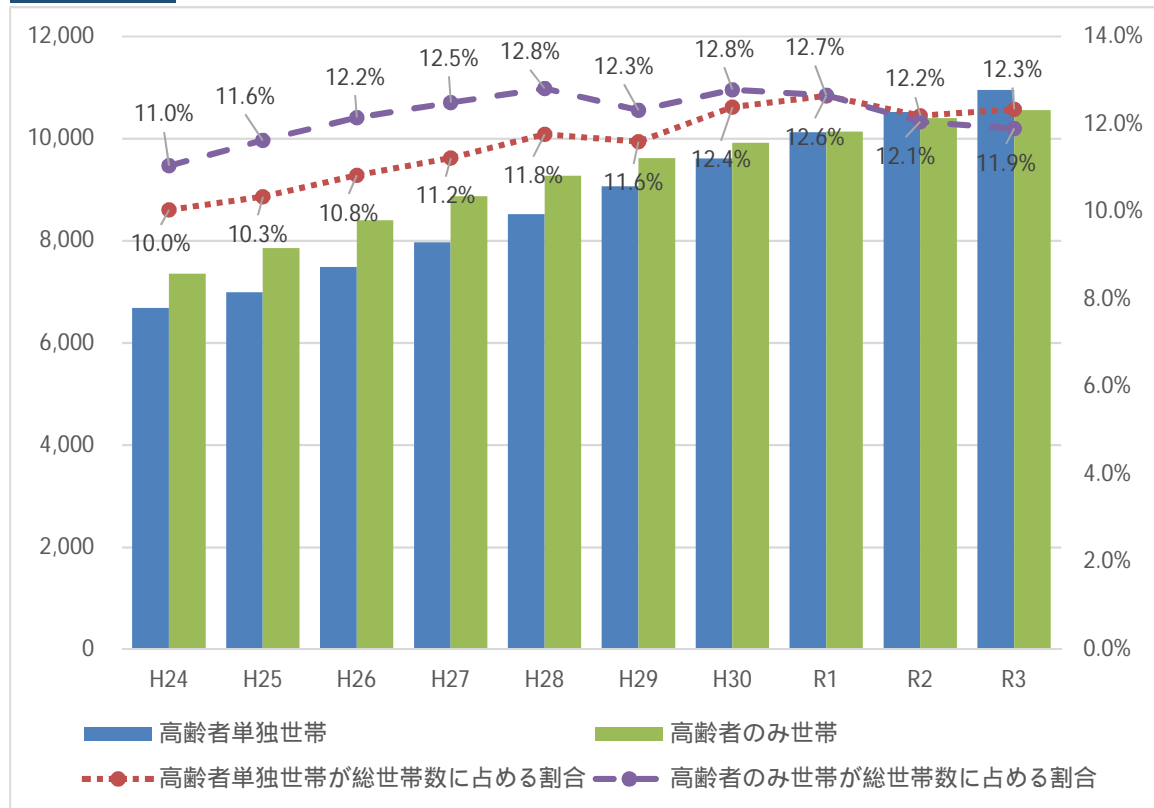
図表14 介護給付費（サービス別）と介護保険料（月額）の推移



3.介護保険施設における食事提供費用は、平成17年10月より一部自己負担となりました。同年より「その他」の費用に含めました。

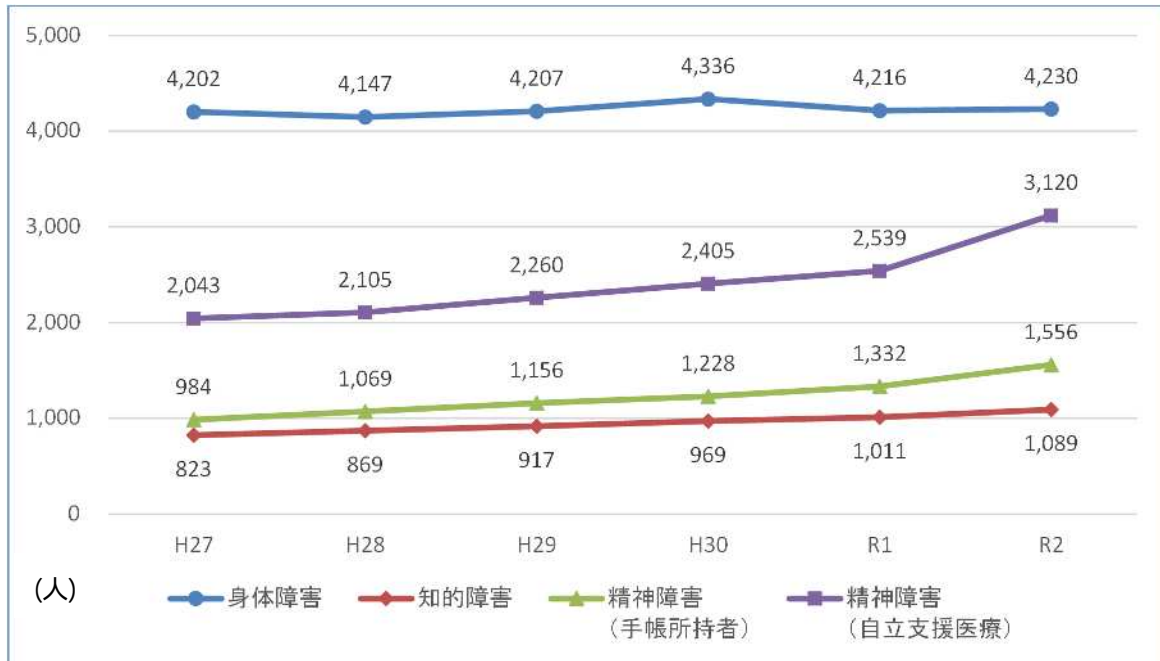
介護保険料（年額）は、端数調整により、介護保険料（月額）×12と異なる場合があります。

図表15 高齢者世帯数の推移（各年4月1日）



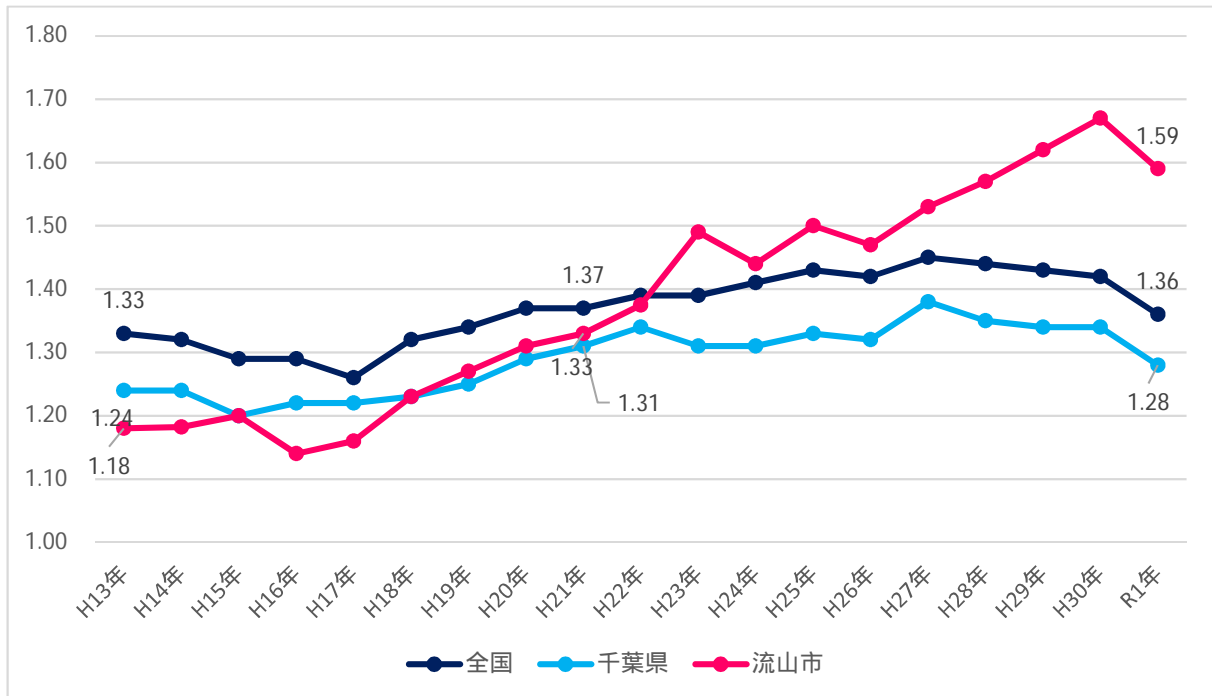
(3) 障害者の状況

図表16 障害者数の年度別推移（各年度3月末）



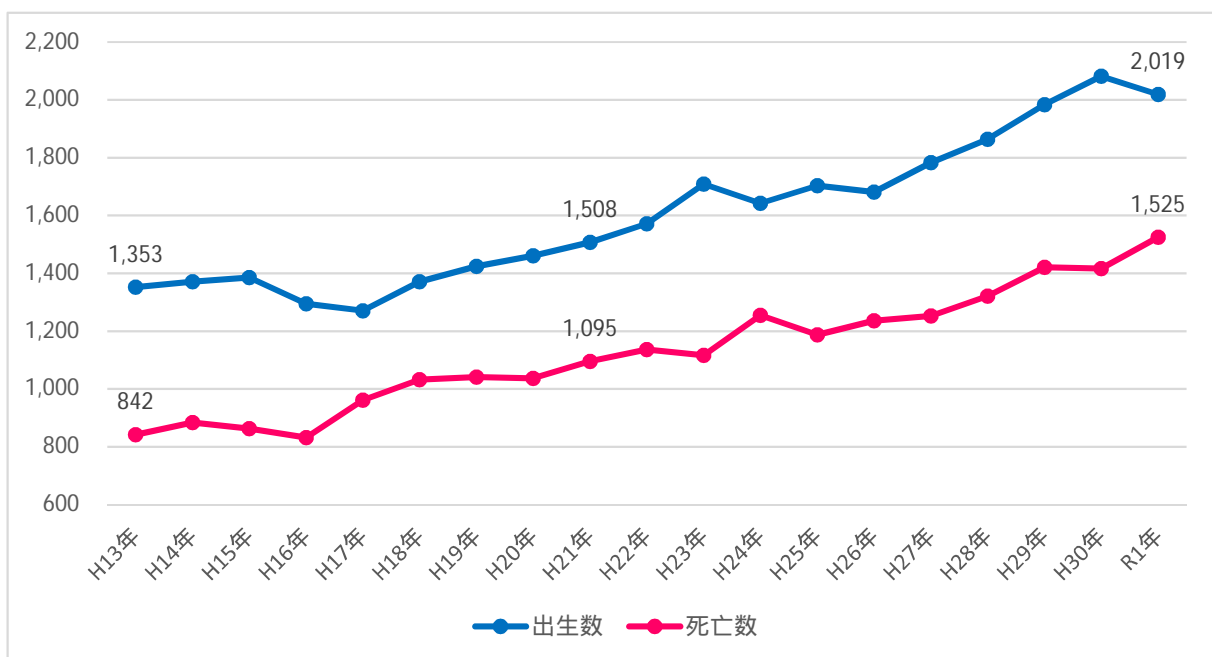
(4) 子どもの状況

図表17 合計特殊出生率の推移・比較



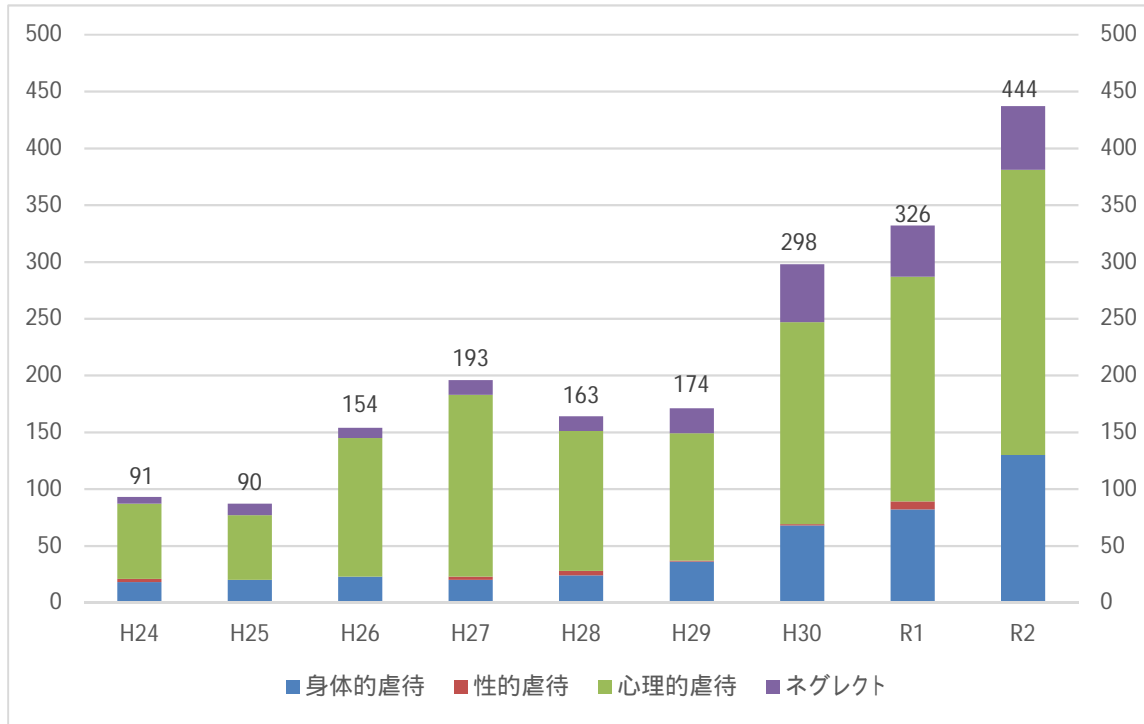
(出典) 千葉県衛生統計

図表18 出生数と死亡数の推移



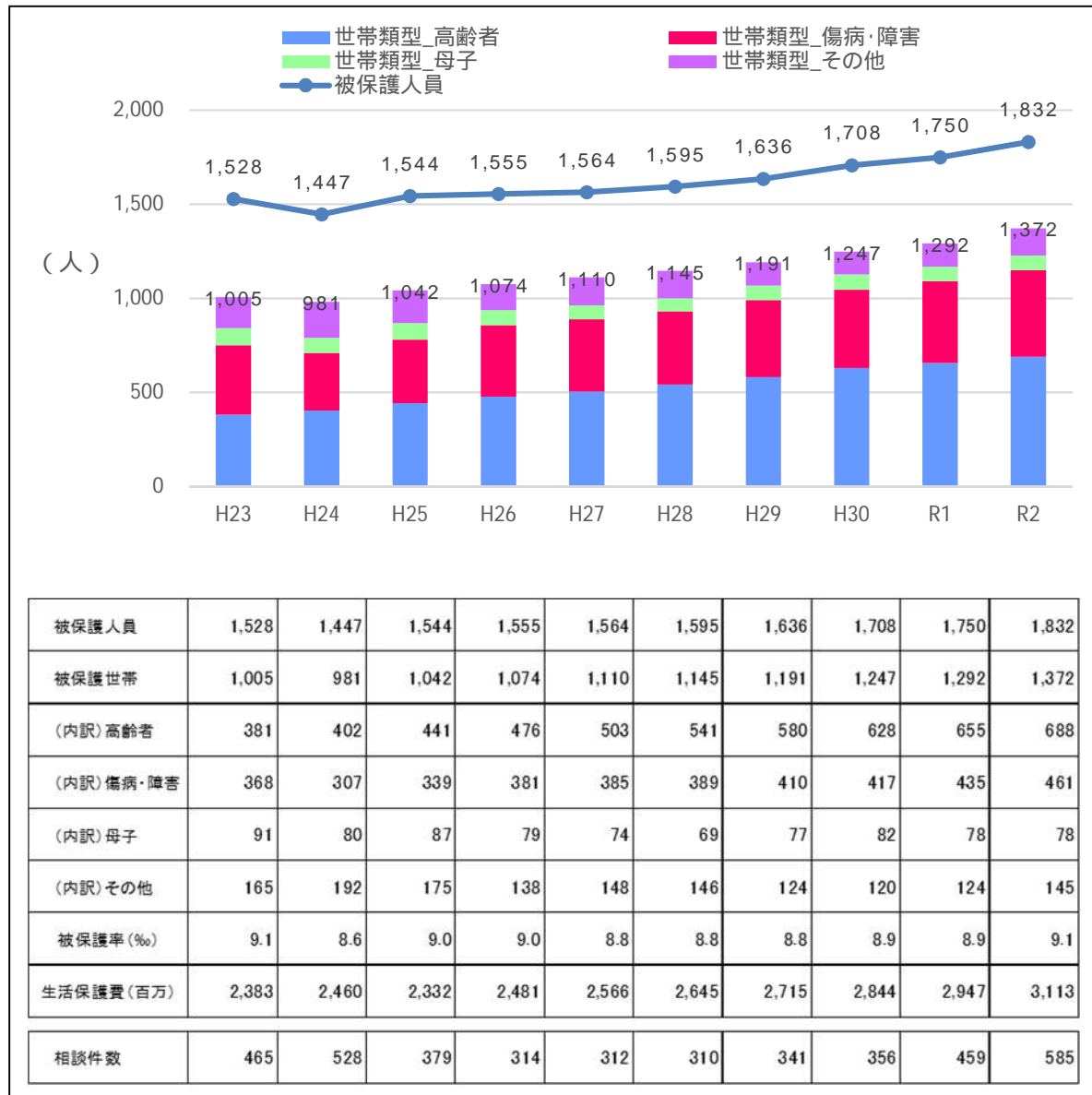
(出典) 千葉県衛生統計

図表19 虐待相談件数の推移（各年3月末）



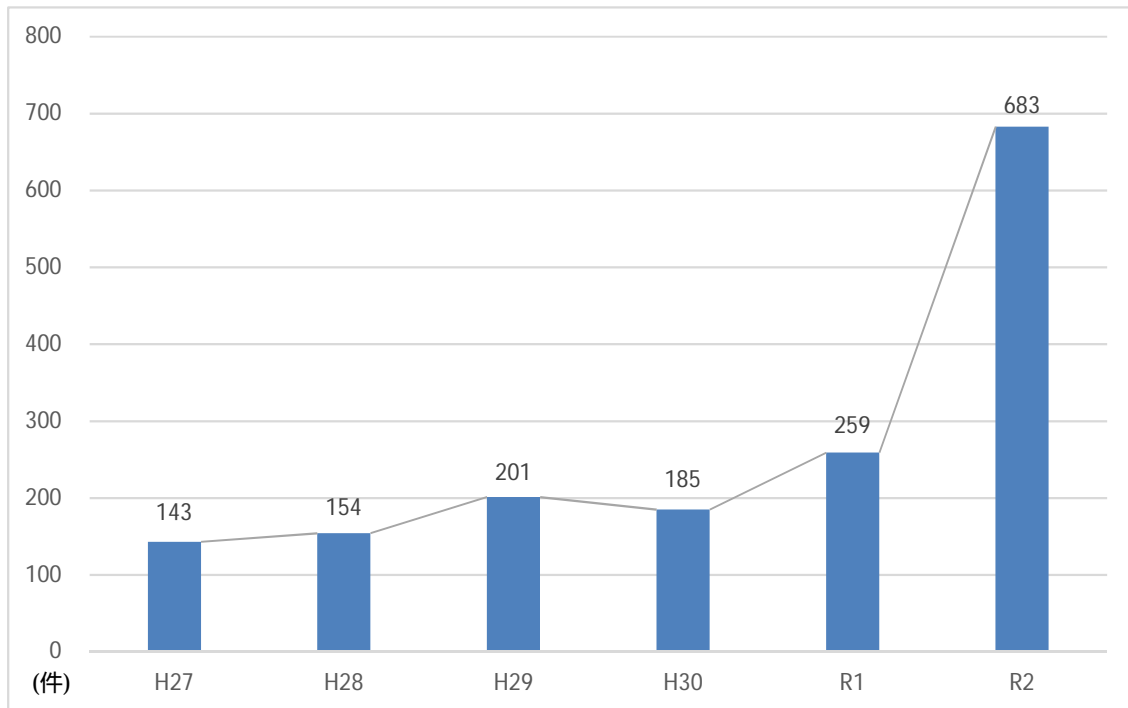
(5) 生活保護の状況

図表 20 被保護人員・世帯内訳の推移（各年度3月末）



(6) 生活困窮者の状況

図表2-1 生活困窮者自立支援事業相談件数の推移（各年度3月末）



第2節 第4期に向けたニーズ・課題

第3期地域福祉計画での取組み、これまでに策定した各種計画、今回行った市民アンケートの結果等から、第4期地域福祉計画の策定に向けた主なニーズ・課題を整理します。

(1) 高齢者に関するニーズ・課題

心身とも元気で健康な高齢者が多いですが、その状態を少しでも長く持続させられるよう、健康づくりや介護予防活動の推進が必要です。また、地域活動への参加意欲が高い高齢者が多いため、地域活動に参加しやすい環境づくりが求められています。

今はまだ健康であっても、将来の不安の解消も重要です。介護が必要になった時に、在宅での生活を希望する高齢者も多いため、多様なニーズに応えられるよう、介護サービスや高齢者施設をはじめとした幅広い生活支援サービスを充実するとともに相談体制充実させ、住み慣れた地域で生活を続けられる環境の確保が求められています。

更に、高齢者の増加に比例して、認知機能の低下がある方が増え続けていくことから認知症の高齢者とその家族が暮らしやすい地域づくりを行うために、認知症への理解を深めるための普及啓発や、介護者への支援、認知症バリアフリーの推進が求められています。

(2) 子ども・子育てに関するニーズ・課題

共働き世帯の増加により、保育サービスや学童クラブの需要は依然増加傾向にあります。また、勤務時間や勤務形態の多様化に伴い、求められるニーズも多様化しています。

少子化や核家族化が進行し地域のつながりが希薄化する中で、子育てに関して孤立し、悩みや不安を抱えている親が増加しており、情報提供や相談支援体制の充実、子育て中の親同士が交流できる機会の確保が求められています。

支援が必要な家庭への対応として、ひとり親家庭等への経済面を含めた支援や、子どもに対する虐待の未然防止や早期発見・早期対応も重要です。

更に、子どもが安心安全に過ごすことができる生活環境を整備するため、公園等の遊び場の充実や、交通事故や犯罪から子どもを守り、地域ぐるみで子どもの安全確保に取り組むことが必要です。

(3) 障害者・児に関するニーズ・課題

障害者・児が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、個々のニーズに合った在宅サービスや相談支援体制、就労支援の充実が求められています。また、学校卒業後の日中活動の場や、親亡き後の生活の場等確保への不安の声があることから地域における障害者の施設支援やグループホーム等の充実を図る必要があります。

障害者の自立と社会参加を促進するには、障害への理解と認識を深める必要があります。また、差別的な取り扱い、虐待、その他の人権侵害から障害者を守るため権利擁護体制の推進が求められます。

本市の18歳未満人口の増加に伴い、障害のある児童も増えています。障害のある児童の増加に対応するため、障害の早期発見・早期対応ができる相談窓口や、発達支援・障害児通所支援等のサービスを充実するとともに、家族への心理的なケアも行っていく必要があります。

(4) 地域に関するニーズ・課題

アンケート結果によると、地域に愛着があり、これからも住み続けたいと考えている人は多いものの、地域交流や地域活動はあまり活発でないと考えている人が多いことが分かりました。

地域活動に参加していない理由として、活動内容や参加方法が分からないという声も多く寄せられています。また、地域活動に参加していない人でも条件が合えば参加したいと考えている人は少なくありません。これらのことから、地域活動に関する情報発信、誰でも地域活動に参加しやすい仕組み作りが重要であると考えられます。

また、隣近所や世代間の交流が活発ではないことを、地域の問題点としてとらえている方が多いことから、地域のつながりや交流へのニーズは少なくないと考えられます。したがって、誰もが地域でつながりや交流を得られるよう、多様なつながりや社会参加が可能な環境を確保することが求められます。

(5) 制度・行政に関するニーズ・課題

行政の各種事業やサービスについては、第3期計画までと同様に、全ての市民が必要な情報を得られるよう様々な媒体や機会を通じて発信し、市民への周知に努めていくとともに、アンケート等を活用して市民の声を聴き、ニーズを把握していくことも必要です。

誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくために必要な取り組みとして、前述した子育て環境や高齢者への支援の充実のほか、災害に強いまちづくりや防犯体制が整ったまちづくり、保健事業や感染症対策、地域医療体制の充実といった声が多く寄せられました。特に、災害時の備えについては日常の心配ごとの一つにも挙げられており、市民の関心の高さが伺えます。普段から高い福祉ニーズを持つ高齢者や障害者は、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者となります。災害時に備えて、日頃から日常的な見守り活動を推進し、住民同士の顔の見える関係づくりを構築する必要があります。

近年、ひきこもりや支援拒否などによる社会的孤立、虐待や暴力、自殺、ホームレス、ダブルケア・ヤングケアラー、8050問題、老老介護・認認介護、ごみ屋敷など様々な生活課題が発生しています。このような分野横断的な課題を解決していくためには、相談者の属性や世代を問わず、相談者が抱える問題を「丸ごと」対応していく必要があります。そのためには、行政内部の連携を一層強化するとともに、各関係機関や地域の様々な主体とも連携し、包括的な相談支援体制を構築していくことが求められます。

第3章

施策の方針・推進体系

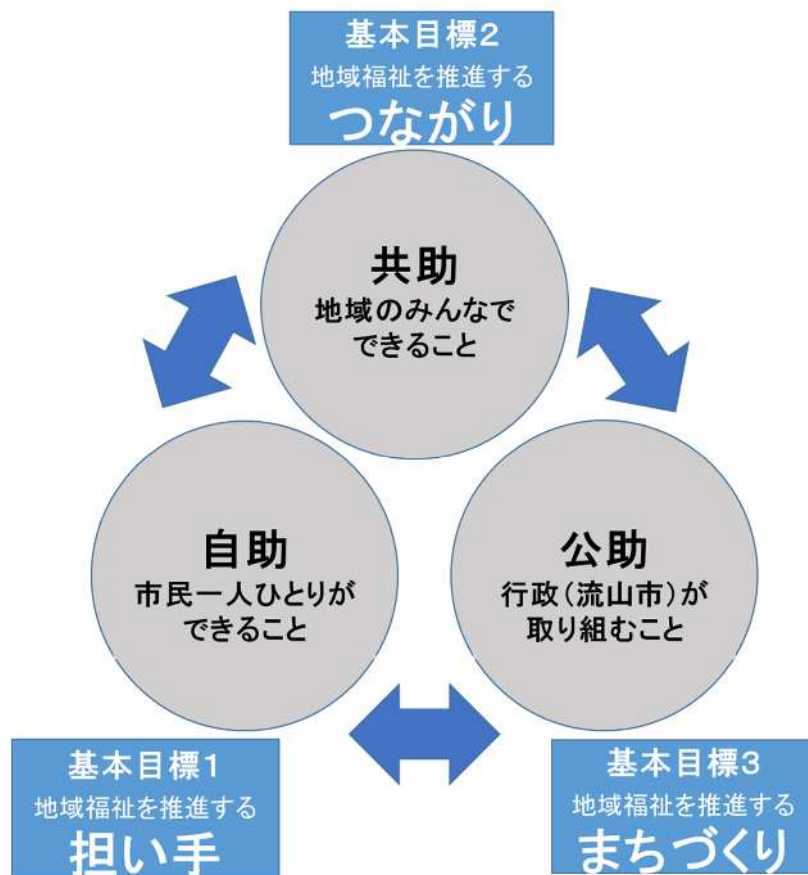
第3章 施策の方針・推進体系

本計画の基本理念「できることから始めよう みんなで高める地域のチカラ ～みんながずっと住みたいまち ながれやま～」を実現するため、自助・共助・公助の3つの役割にあわせた3項目を基本目標に掲げます。

本市の地域福祉を推進するうえで、市民一人ひとりが「福祉の担い手」としてできることからはじめ（自助）、地域みんなが「様々なつながり」の下に相互に協力し、力を合わせながら助け合い（共助）、市が地域共生社会の実現に向けた「まちづくり」に総合的に取り組む（公助）ことが必要です。

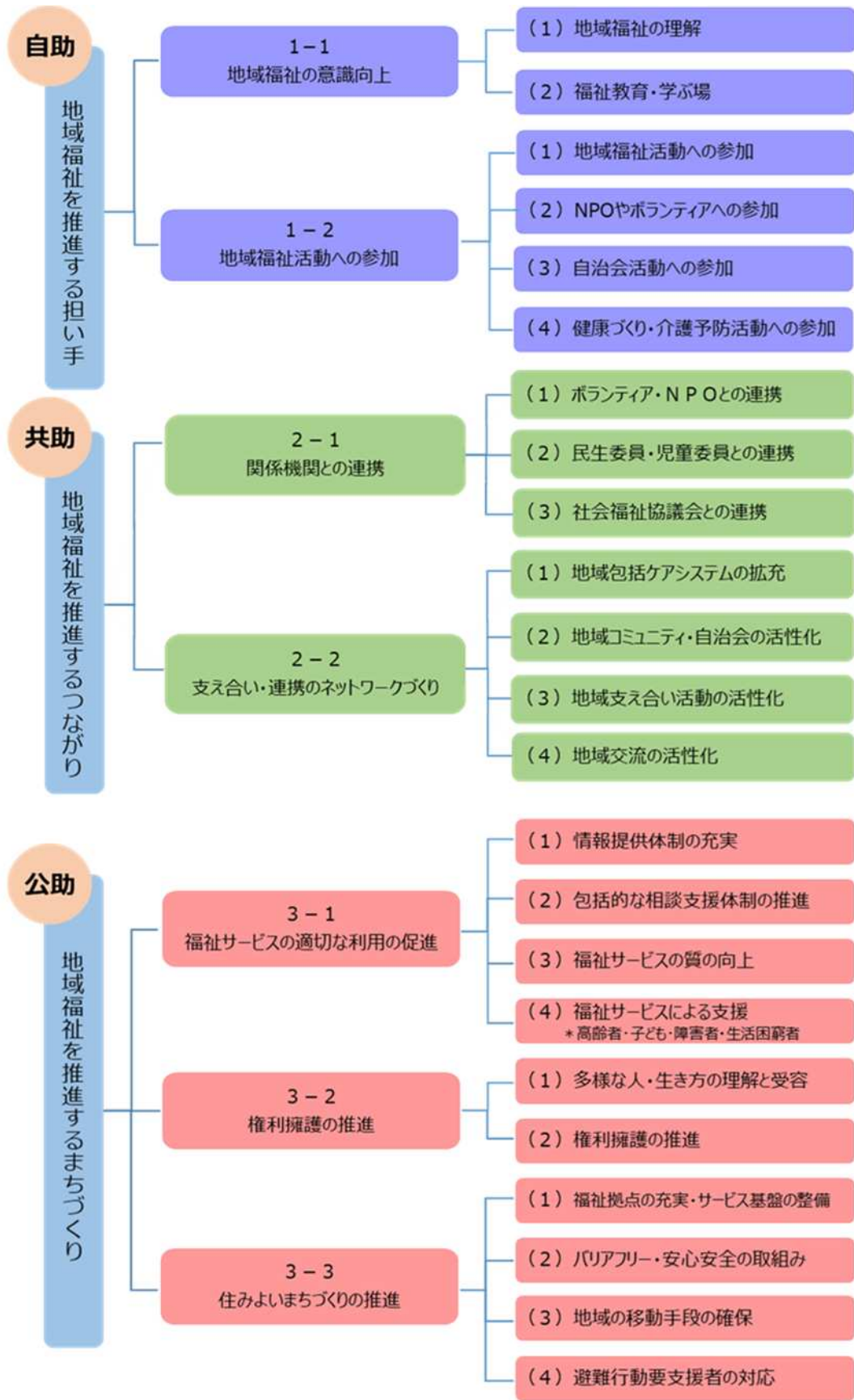
「自助」・「共助」・「公助」の考えの下、市民・地域・市がそれぞれ役割分担し、互いに連携・協働しながら地域のチカラを高め、「ずっと住みたいまち ながれやま」を目指します。

図表22 自助・共助・公助 それぞれの役割にあわせた3つの基本目標



できることから始めよう みんなで高める地域のチカラ

～みんながずっと住みたいまち ながれやま～



第1節 基本目標1 地域福祉を推進する担い手



1-1 地域福祉の意識向上 ・ 1-2 地域福祉活動への参加

地域をより良いものとするためには、地域のことをよく知っている市民一人ひとりが地域の課題を「自分のこと」として認識し、課題解決に向け「自分にできることから始める」ことが期待されています。一人ひとりの活動が地域コミュニティに伝播することで、地域の中で大きなチカラを生みます。

そのため、福祉教育や生涯学習の推進などを通じて、市民が地域福祉について触れ、学習する機会を提供し、市民一人ひとりが地域に関心を持ち、福祉に対する理解を深め、「福祉の受け手であると同時に担い手でもある」という意識を醸成し、NPOやボランティアへの参加を促していきます。

1-2 地域福祉活動への参加

地域の生活課題が複雑化・多様化するなか、ひとりでも多くの市民が地域福祉の担い手となって活動していくことが期待されています。日頃の健康づくり活動や日常生活の中での見守り活動等の「できることから始める取り組み」は地域福祉の担い手へのきっかけとなることから、より多くの市民が地域福祉に関係を持ち、自分のできることから活動に携わっていただけるような取り組みを推進し、地域のチカラの底上げを図っていきます。

また、多様化・増大化していく福祉ニーズに対応するため、定年退職後の世代、子育てや介護経験のある人材など、地域福祉に関わることのできる幅広い人材の発掘、育成も検討していきます。

1 - 1 - (1) 地域福祉の理解

現状・課題

地域福祉の推進のためには、市民一人ひとりの福祉に対する正しい理解と認識が重要となります。地域における助け合いや支え合いの意識の醸成を図るため、一人ひとりが地域に対して関心を持ち、地域の課題を自分の課題として考えることが第一歩となります。

そのためには、年齢を問わず地域福祉について触れることのできる機会を増やすことで、あらゆる偏見や差別をなくすとともに、市民一人ひとりが地域の一員として自らの知識・経験を活用しながら地域に貢献することで、「市民一人ひとりが福祉の受け手であると同時に担い手でもある」という意識を深めていくことが必要です。

方向性

地域福祉への理解を深め、地域における助け合いや支え合いの意識を醸成するためには、一人ひとりの自助、自立を基本としながら、多くの人々が自主的に協力しあい、お互いを理解しあっていくことが必要です。

地域における連帯感を育み、市民一人ひとりが助けあいの意識を高め実践することができるよう、住民相互の交流活動や様々な参加や学びの機会を充実するとともに、福祉情報の積極的な提供に努めます。

また、出前講座や公開講座等を通じて地域に対し積極的に啓発を行い、福祉に対して興味・関心を持ってもらえるよう働きかけていきます。

今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一人ひとりが地域福祉を自らの問題として認識し、地域そのものや地域福祉活動への理解と関心を高めていきましょう。 ○ 地域での行事や福祉イベント等に、積極的に参加しましょう。 ○ 知識や経験を活用しながら、何か地域に貢献してみましょう。 ○ 身近な高齢者や障害者などの支援を必要とする人と交流してみましょう。
地域等の取組み	<p>(すべての地域の皆さん)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉に関する講演や研修の実施をお願いします。 ○ 地域福祉活動に関する広報や普及啓発活動をお願いします。 ○ ふれあいサロン *用語集 や子育てサロン *用語集 等の積極的な広報にご協力ください。 ○ 地域の課題や問題についてみんなで話し合う場を設けてみましょう。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民を対象とした地域福祉に関する学習の機会を設けるとともに、市民や団体の自主的な活動を支援します。 ○ 様々な媒体や機会を通じて、福祉に関する情報を提供していきます。 ○ 地域における住民相互の交流活動が活発になるよう支援します。 ○ 地域福祉に貢献された方への表彰等により、福祉意識の高揚を図ります。

1 - 1 - (2) 福祉教育・学ぶ場

現状・課題

「他人を思いやることのできる優しい心」は日常の体験が積み重なるようにして醸成されていきます。「ふだんの暮らし」の中に、福祉に関する学習課題はたくさんあります。福祉に関する学びは、生活課題ともつながっており、子どもから大人まですべての地域住民全体に関係するものです。

性別や年齢によらず、だれもが地域福祉について学び、思いやりの心を育てていくためには、幼少期からの福祉教育の実施や、福祉について学習する機会をより多くの人に提供することにより、支え合い、助け合いの意識を醸成していく必要があります。

また、これまで地域とあまり関わりのなかった市民が生涯学習活動や地域活動への参加をきっかけに地域福祉の担い手となることも期待されることから、多様な学習の機会を確保していくことが重要です。

方向性

児童・生徒の福祉への理解と関心を高めるために、家庭・地域、学校における福祉教育、学習活動の推進を図ります。

また、多様性を尊重する社会をつくるため、子どもだけでなく、学生、成人や高齢者に至る全ての世代が、互いに連携しながら福祉の心を育むことができるよう、地域交流を通じた福祉教育の活性化を図ります。

地域交流を活性化させるためには、退職して時間に余裕のある人たちに地域での活動に参加してもらい、生きがいにつながってもらうことが重要です。そのためには、生涯学習を通じて得た知識・技術の成果を地域に還元できるよう、福祉に関する情報提供に努め、住民の地域福祉への意識向上に努めます。

今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉に関する講座や研修等に積極的に参加しましょう。 ○ 地域福祉や、人権・多様性に対する理解を深めましょう。 ○ 家庭の中でも、地域や福祉の事について考え、話してみましょう。 ○ 生涯学習の場で学んだ知識・経験を活かしてみましょう。
地域等の取組み	<p>(すべての地域の皆さん)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の皆で、多くの子どもが福祉活動に参加する機会を設けましょう。 ○ 地域の人材・施設等の資源を活かした福祉教育・学習活動を実施しましょう。 <p>(団体・事業者・社会福祉協議会など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設開放や地域イベントを通じて、住民が福祉を身近に感じられる機会を設けましょう
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民を対象とした地域福祉に関する学習の機会を設けるとともに、市民や団体の自主的な活動を支援します。 ○ 障害の有無や年齢、性別などの個人の特性の理解促進を図ります。 ○ 様々な媒体や機会を通じて、福祉に関する情報を提供していきます。 ○ 人と人との交流や生きがいのある暮らしを実現するため、生涯学習活動の推進を図ります。

1 - 2 - (1) 地域福祉活動への参加

現状・課題

地域での福祉活動では、担い手の固定化や高齢化、若い世代への活動の広がり不足などの課題が挙げられ、活動を担う人材の発掘・育成への取組みが大きな課題となっています。

高齢者や障害者、子育て世代などの誰もが、これまでの知識や経験を活かして、気軽に地域福祉活動に参加できるよう、一人ひとりが自分のことから活動に関わっていけるような工夫や個々の状況に応じたきっかけづくりが大切です。

年齢や性別、障害の有無などに関わらず、誰もが地域の一員として、自分らしく活躍することができるような地域づくりを進めていく必要があります。

方向性

地域福祉活動に貢献されている民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会 *用語集、自治会などの方々に加え、子どもから高齢者までより多くの市民が地域福祉に関係を持ち、自分のことから活動に携わっていただけるような取組みを推進します。

今後ますます多様化・増大化していく福祉ニーズに対応するため、定年退職後の世代、子育てや介護経験のある人材など、地域福祉に関わることのできる幅広い人材の発掘、育成を検討していきます。

また、地域福祉活動を活性化していくためには、活動の核となるリーダーやキーパーソンなどの地域活動に対する高い意識を持ち、積極的に活動する人材が必要不可欠です。地域での主体的な活動が継続していけるよう、積極的に活動に参加する人材の育成や確保を推進していきます。

今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉に関心を持ち、自分の知識や経験を活かし、できることから取り組んでみましょう。 ○ これまでの経験や知識を活かせる場を積極的に探してみましょう。 ○ 民生委員・児童委員や自治会等の活動に興味関心を持って、活動に協力してみましょう。 ○ 次世代の担い手となる子どもと一緒に活動に参加し、興味関心を育みましょう。
地域等の取組み	<p>(すべての地域の皆さん)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定年後の世代など多くの人々に働きかけ、活動に誘ってみましょう。 ○ 新たな地域人材が参加しやすいよう、温かな雰囲気づくりをお願いします。 ○ これまで取り組んできた活動について振り返り、課題やニーズについて話し合ってみましょう。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員・児童委員が、住民の立場に立って活動できるよう民生委員・児童委員協議会の活動への支援を推進します。 ○ 地域住民、ボランティア、NPO法人、事業者の資質の向上を図るとともに、広域的な連携と協力体制を推進します。 ○ 地域で核となって活動を進めるリーダー的な役割を担う人材の育成・支援に努めていきます。 ○ 認知症サポーター養成講座をはじめとした各種講座等の開催を通じて地域福祉の担い手の養成に努めます。 ○ 先進的な事例や実践事例などの情報を発信し、気軽に地域福祉活動に参加できるようなきっかけづくりをしていきます。

1 - 2 - (2) N P O やボランティアへの参加

現状・課題

地域福祉はボランティアとして参加されている多くの地域住民の力によって支えられています。ボランティア活動は、自分自身が気になること、好きなこと、得意なこと、ほっておけないなどと感じることがスタートになり、福祉分野のみならずスポーツや文化芸術など多種多様な分野で取組まれているものです。

高齢化の進展、福祉ニーズの多様化により今後さらに N P O やボランティアの重要性が増していくことから、ボランティア活動に誰もが気軽に参加できる土壌をつくとともに、積極的な情報発信を通じて活動への参加を促す工夫が求められています。

方向性

地域に存在する人材の意欲や経験が十分に活かせるよう、多様な N P O やボランティア団体の育成を図っていきます。活動の場を十分に確保するため、社会福祉協議会ボランティアセンター・市民活動推進センター ***用語集** 等との連携を推進していきます。

また、ボランティア活動の形態も無償のものから有償のものまで多様化してきており、N P O やボランティアに関する情報を幅広い層の人々に発信し、興味や参加意欲を高めることで、実際の活動につながる機会をさらに充実していきます。

今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域のボランティア・NPOに関心を持ち、自分の知識や経験を活かして、できることから取り組んでみましょう。 ○ 日頃からの健康づくりのためにも、ボランティア活動に積極的に参加してみましょう。 ○ 地域福祉に関する研修や講座に積極的に参加してみましょう。
地域等の取組み	<p>(すべての地域の皆さん)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定年後の世代など参加意欲のある多くの人々に働きかけ、活動に誘ってみましょう。 ○ 活動の体験を周囲に伝え、仲間を増やしていきましょう。 <p>(団体・事業者・社会福祉協議会など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中高生の体験学習の場など、幅広い世代がボランティア活動に参加できる環境づくりをお願いします。 ○ 興味がある方の相談に応じ、コーディネートをお願いします。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民、社会福祉協議会ボランティアセンター、市民活動推進センター等との連携と協力体制を推進します。 ○ 手話通訳等の各種ボランティアの養成講座や研修を積極的に開催していきます。 ○ 介護支援サポーター、福祉有償運送、ファミリー・サポート・センター等の有償ボランティア制度を推進します。 ○ ボランティア、NPO団体の設立や活動の支援を行います。 ○ ボランティアに関する情報を、ホームページ・SNS・広報等を通じて幅広い人々に発信します。

1 - 2 - (3) 自治会活動への参加

現状・課題

自治会は、住民の最も身近な組織であり、地域住民の連帯意識の向上に努めるとともに、地域における様々な問題解決に取り組む組織です。自治会活動により多くの地域住民が参加することで、地域福祉が推進されます。

自治会活動をめぐる課題として、自治会加入率の低下や活動者の固定化などの課題が生じており、自治会活動への参加促進が必要となっています。なお、転入者が多い地区では、自治会への加入意向があるものの案内が十分でなく加入に至っていないとの意見もあることから、参加促進に向けて創意工夫が必要です。

方向性

自治会の役割を再認識し、その必要性を知ってもらうことが自治会加入促進の第一歩となることから、自治会活動に関するPRや居住地区の自治会案内、自治会加入リーフレットの作成等を行い、自治会加入を推進するとともに、事前の対策として、今後も開発が続く中部地区、南部地域においては、賃貸住宅等も含め開発事業者に向けた自治会活動への協力要請等を行っていきます。

住民の自治会活動への参加を促すため、自主防犯パトロール、地域支え合い活動をはじめとした自治会が行う様々な地域活動を支援し、活動の活性化を図ります。

また、担い手不足が懸念される自治会役員の負担軽減を図るため、様々な情報提供や支援に努めます。

今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「自分の住むまち」について知り、自治会に加入しましょう。 ○ 新たな住民が居住された際には、近隣住民同士で温かく迎え、自治会活動を呼びかけましょう。 ○ 仕事や育児で忙しい場合でも、あいさつやほんの少しの見守り活動など、できる範囲から活動に参加しましょう。
地域等の取組み	<p>(自治会・民生委員・児童委員など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ゴミの出し方や自治会活動の内容等をわかりやすく伝え、自治会活動に温かく迎えましょう。 ○ 自治会活動の参加を促すため、イベントや交流の機会について積極的な周知をお願いします。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市外からの転入者に向けて、自治会活動に参加することを呼びかけていきます。 ○ 住宅開発事業者等に自治会活動への加入・参加に向けた協力要請を図っていきます。 ○ 自治会の活動内容や加入のメリット等を周知し、自治会加入の必要性について呼びかけていきます。

1 - 2 - (4) 健康づくり・介護予防活動への参加

現状・課題

住み慣れた地域での生活を続けていくためには、何より一人ひとりが健康に過ごしていくことが重要です。一人ひとりが心身ともに健康な状態を保つことで、地域を支える人材として地域のチカラが高まっていきます。既に健康づくり活動や介護予防活動が地域で展開されていますが、今後の少子高齢化社会に向けて更なる活性化が求められています。

健康づくりに取り組んでいくためには、普段から自らの健康を意識し、健康に対する正しい理解を持つことが大切です。また、健康づくりと地域でのつながりづくりを関連づけて推進することで、より多くの幅広い層の人々への健康意識の定着を図り、健康づくり・介護予防活動への参加を促していく必要があります。

こころの健康づくりは、自分に合ったストレス解消法を見つけて実践したり、周囲の人に相談するなどして、学校や職場だけでなく、地域の中でどのように支え合っていくかが重要な取り組みとなります。うつ病・バーンアウト・無気力・自殺等の原因は、健康問題、経済問題、職場・家庭問題などが複雑に絡み合っています。身近な人の変化に気づいたら、声かけや見守りなどを地域ぐるみで行うことが大切です。

方向性

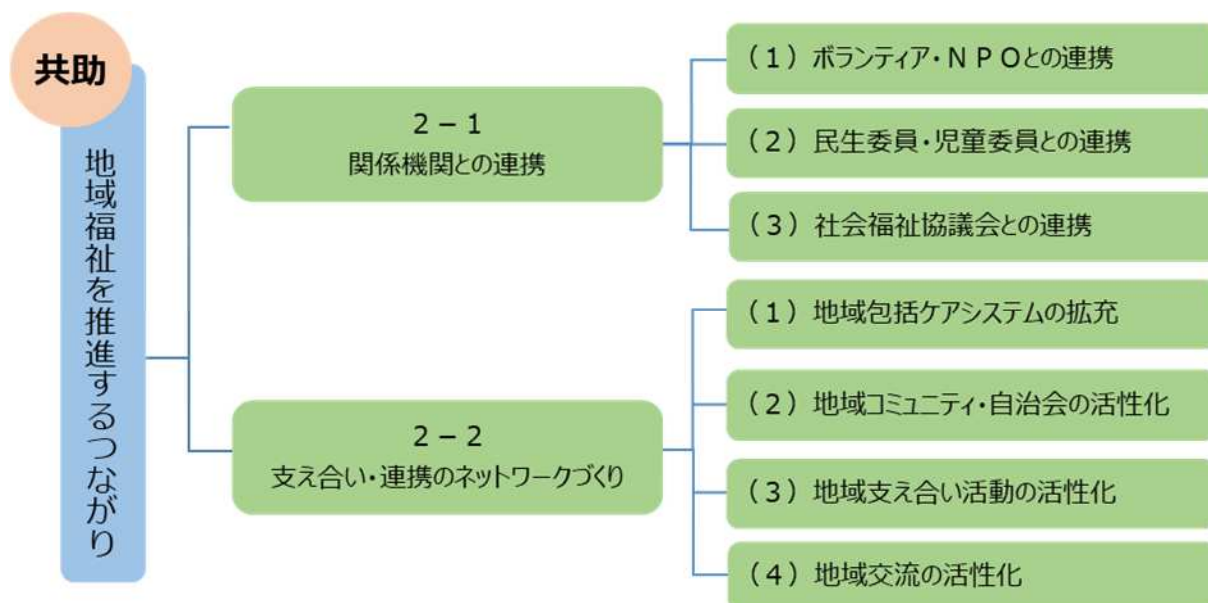
健康的な生活を実現するためには、予防の視点が大切です。日頃から「自分の健康は自分で守る」という主体的な意識を持ち、日常生活の中で正しい知識と生活習慣を築くことが大切であることから、健康・介護予防に関する正しい知識の普及啓発や健康相談を推進していきます。

ストレスと上手に付き合うため、ワークライフバランス、休息や健康的な生活習慣の維持向上、相談窓口について啓発し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けた取り組みを推進します。

今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ いつまでも心身ともに健康な生活を続けるために、積極的に活動に参加しましょう。 ○ 正しい知識と生活習慣を学び、日頃から健康な生活を意識しましょう。 ○ 些細なことでも一人で抱え込まず、周囲の人や相談窓口にご相談しましょう。
地域等の取組み	<p>(事業者・団体・自治会・社会福祉協議会など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域での活動が継続するよう、活動場所の提供や参加の呼びかけにご協力ください。 ○ 身近な人の変化に気づいたら、声かけや見守り、周囲への相談をお願いします。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域での活動スタートから、リーダー育成、活動の定着まで、トータルで支援をしていきます。 ○ ながいき100歳体操など、楽しみながら参加できる活動を推進していきます。 ○ 持続可能な制度を維持するために、積極的に活動を展開・支援して、医療費、介護給付費の抑制を目指します。 ○ ストレスの上手な解消法、相談窓口や支援事業の周知を図ります。

第2節 基本目標2 地域福祉を推進するつながり



2-1 関係機関との連携 ・ 2-2 支え合い・連携のネットワークづくり

市民の誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるには、本人が抱えるいかなる困難に対しても、地域ぐるみで気づき、寄り添い、課題の解決に向けて共に取り組んでいくことが重要です。そのため、ボランティアやNPO、民生委員・児童委員、社会福祉協議会をはじめとした、地域の様々な福祉活動の担い手との連携・協働を推進していきます。

また、複合的な課題を抱えている人及び世帯の問題解決や自立支援を進めるためには、保健・医療・福祉のみならず、住まい・就労・教育等の分野横断的な関係機関・関係団体との連携が重要であり、当事者の生活全体を視野に入れた包括的な支援を可能とする連携のネットワークづくりを進めていきます。

2-2 支え合い・連携のネットワークづくり

地域の多様な生活課題を早期に発見し対応していくためには、より細かいところに配慮ができる地域のサポートが大きな役割を果たしています。

自治会をはじめとした地域コミュニティは子育て・防災・防犯・高齢者や障害者の支援、健康づくりなど、さまざまな地域課題に対応する場としての役割を果たしています。また、自治会をはじめとした住民主体の様々な活動は、地域における支え合い・助け合いにおいても大きな役割を果たしていることから、地域におけるコミュニティ活動や支え合い・助け合い活動を支援していきます。

こうした地域におけるコミュニティ活動や支え合い・助け合い活動を活性化していく上では、地域のつながりづくりが重要です。人と人とのつながりそのものがセーフティネットの基礎となることから、地域交流の活性化を図り地域の力を高めていきます。

2 - 1 - (1) ボランティア・NPOとの連携

現状・課題

公的制度のサポートだけでは解決できない複合的な課題も多くなっており、柔軟に対応できるボランティア・NPOによるサポートの役割は大きくなっています。これらの諸問題を解決していくためには、個人の努力や行政の施策のみによる環境整備だけでは限界があり、地域住民、関係団体・機関が持っている資源を活用して連携強化を図ることが求められます。

地域の担い手として、ボランティアやNPOへの期待が高まる中、活動の安定性、継続性、発展性がより一層求められています。引き続き、地域活動を推進する団体への支援と連携・協同しやすい環境づくりを進めていきます。

方向性

制度や現行の支援が十分に行き届いていない対象者に対しても支援をしていくため、ボランティア・NPOなどの地域活動団体と連携を図り、幅広い支援が提供される環境づくりを目指します。

多種多様な地域課題解決のためには、行政以外の様々な主体との連携が不可欠であり、社会福祉協議会ボランティアセンターと市民活動推進センター *用語集 等との連携強化を推進するとともに、地域課題解決のために公益的な活動を自発的に行う市民活動団体を支援していきます。

今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア・NPO等の力を借りたいとき、担い手側になるときに備え、地域で活動する団体について関心を持って調べてみましょう。 ○ 周囲の人とボランティア・NPO等の情報を共有しましょう。
地域等の取組み	<p>(すべての地域の皆さん)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域での課題や取組みについて、ボランティア・NPO等と情報を共有しましょう。 ○ 地域での連携づくりに向けて、活動場所の提供や活動への参加等をお願いします。 <p>(ボランティア・NPO等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 行政や他団体との積極的な交流・連携をお願いします。 <p>(社会福祉協議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア団体や福祉団体への支援をお願いします。 ○ 地域活動に関心がある方に、ボランティア活動等に関する情報提供や研修等の開催をお願いします。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民、社会福祉協議会ボランティアセンター、市民活動推進センターなどとの連携と協力体制を推進します。 ○ 市ホームページで市民活動団体の情報提供を行います。 ○ ボランティア・NPO間の連携の場を推進していきます。 ○ NPO法人などの市民活動団体が自発的に行う市民公益事業を支援して、地域で抱える社会的課題の解決を図ります。(市民活動団体公益事業補助金)

2 - 1 - (2) 民生委員・児童委員との連携

現状・課題

民生委員・児童委員は、身近な相談役や見守役として、各種相談に応じ必要な援助を行うなど、幅広く地域福祉活動に取り組んでいます。また、その活動を通じて、地域における福祉ニーズの発見や関係機関との連携、住民の代弁者としての意見具申など「地域福祉の推進役」として様々な役割が期待されています。

しかし、地域のつながりの希薄化が進む中で、生活課題や問題を抱えた人が地域から孤立し、地域の課題として捉えにくくなっています。こうした中、地域で支援を必要としている人を早期に発見し対応していく上で、住民に身近な民生委員・児童委員の役割がますます大きくなってきています。

民生委員・児童委員が住民に寄り添いながら主体的に活動が行えるよう連携を一層強化し、活動を支援していく体制を強化していく必要があります。

方向性

民生委員・児童委員が住民の立場に立ちながら、生活のこと、子ども・障害のある人・高齢者のことなどの幅広い相談に対応していけるよう、関係機関との連携や情報交換を支援していきます。また、民生委員・児童委員は、地域で支援が必要な人の早期発見や地域の見守り・支え合い活動の重要な担い手でもあることから、こうした活動への支援も行っていきます。

一方で、複雑化・多様化する地域課題を民生委員・児童委員だけで受け止めることは困難であり、行政機関や専門機関、社会福祉協議会、高齢者なんでも相談室、自治会などとの適切な役割分担が求められます。

一人ひとりの民生委員・児童委員の負担を軽減し、活動しやすい環境を整備するため、社会福祉協議会と連携しながら、民生委員児童委員協議会を通じたわかりやすく、効果的な情報提供に努めます。

今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員・児童委員の活動に関心を持ちましょう。 ○ お住まいの地域の民生委員・児童委員を知り、身近な相談相手として相談してみましょう。 ○ 民生委員・児童委員への情報提供等、活動への協力をお願いします。
地域等の取組み	<p>(すべての地域の皆さん)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の課題を民生委員・児童委員と共有しましょう。 <p>(社会福祉協議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員・児童委員が活動しやすいよう、積極的な支援と協力をお願いします。 <p>(民生委員・児童委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民のニーズを的確に把握し、行政、関係機関との連携をお願いします。 ○ 住民の代弁者として積極的な意見具申をお願いします。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員・児童委員と関係機関との連携を推進します。 ○ 民生委員・児童委員の活動実態を広く周知し、各地域において密着した活動ができるよう環境整備に努めます。 ○ 民生委員・児童委員として必要な知識を学ぶ研修の実施や情報提供など必要な支援をしていきます。 <p>転入された方で、民生委員・児童委員との連絡を希望する方は、事務局（市役所社会福祉課又は流山市社会福祉協議会）にご連絡をいただければ、担当する民生委員・児童委員をご紹介します。</p>

2 - 1 - (3) 社会福祉協議会との連携

現状・課題

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき地域福祉活動の推進を図ることを目的とする社会福祉法人で、地域の方々や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉関係者やボランティア等の地域の関係機関との協働により、地域福祉の推進役として重要な役割を担っています。

福祉ニーズが増大し多様化するなか、地域の課題を解決していくためには、市と社会福祉協議会がこれまで以上に緊密な協働・連携を図り、地域の各福祉関係機関の協力を得ながら地域福祉の推進に取り組んでいく必要があります。

方向性

流山市社会福祉協議会は本市の地域福祉の中心的役割を担っており、また、福祉活動の活動拠点である流山市地域福祉センターの指定管理者でもあることから、相互に連携しながら地域福祉の推進を進めていきます。

また、本市の地域福祉活動の重要な担い手である民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会や老人クラブ等の活動を社会福祉協議会とともに支援していきます。

本地域福祉計画の策定にあたっては、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」との整合性を図り、相互に連携しながら計画に基づく施策の実現を目指していきます。

今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉協議会の活動について関心を持って、できることから福祉活動に参加しましょう。 ○ 社会福祉協議会が主催するボランティア講座等に参加してみましょう。
地域等の取組み (社会福祉協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉協議会は、地域福祉にかかわる人材の育成と組織基盤の強化を図ります。 ○ 地域福祉のリーダー役として、関係者、関係団体との連携強化と情報の共有を図ります。 ○ 地域のボランティア活動を支援していきます。 ○ 本市の福祉活動の拠点である、地域福祉センターの指定管理者として、地域福祉を推進する事業を実施していきます。 ○ 地区社会福祉協議会や老人クラブ、民生委員・児童委員等の活動を支援し連携していきます。 ○ やむを得ない理由により緊急一時的な支援が必要な方に福祉資金の貸付を行います。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉協議会と連携し地域福祉の普及・啓発・協働の取組みを進めます。 ○ 理事会や、評議員会に行政代表委員として参画します。 ○ 地域福祉活動計画を支援します。 ○ 社会福祉協議会や地区社会福祉協議会の活動を支援します。

2 - 2 - (1) 地域包括ケアシステムの拡充

現状・課題

市ではこれまで、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、「医療・介護・予防・住まい・生活支援」が地域ぐるみで一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進してきました。

一方で、生活課題が多様化する中、ひきこもりや社会的孤立、8050問題、ダブルケア等の分野横断的な問題や制度の狭間にある問題に対応していくためには、高齢者を対象とした地域包括ケアシステムの取り組みを活かしながら、その理念を高齢者のみならず、障害者や子ども、子育て中の親などの支援を必要とするあらゆる住民に拡充していくことが求められています。

市民の誰もが、生まれてから人生の最後まで自分らしい暮らしを続けられるよう、本人が抱えるいかなる困難に対しても、地域ぐるみで気づき、寄り添い、課題の解決に向けて共に取り組んでいく、地域共生のまちづくりを進めていくことが重要です。

方向性

高齢者を対象とした地域包括ケアシステムをさらに推進するとともに、「必要な支援を地域ぐるみで包括的に提供する」という考え方を障害者や子ども等への支援にも広げ、地域ぐるみの支え合い体制の構築を目指します。

複合的な課題を抱えている人や世帯が、必要な支援に常時つながる仕組みが求められています。本人の抱える問題解決や自立支援を進めるためには、緊急時の避難をはじめ、経済的支援、住まい・仕事さがし、医療や教育、地域社会等とのつながりづくりなど、社会生活全体を視野に入れた包括的な支援を可能とするネットワークづくりが重要です。

各相談支援機関の連携強化による包括的な相談支援体制を推進するとともに、民生委員・児童委員や自治会等の地域団体、福祉事業所、民間企業をはじめとした地域の様々な主体との協働を進めることで、地域のあらゆる主体がつながり、適切な情報共有と役割分担の下、それぞれが得意分野を活かしながら地域の課題解決に向けて共に取り組んでいくまちづくりを推進します。

今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の様々な活動や交流の場に積極的に参加し、近所や地域の人との顔の見える関係づくりに取り組んでみましょう。 ○ 自分が暮らしている地域に関心を持ち、どのような支援が必要とされ、自分に何ができるのか「自分ごと」として考え、できることから始めてみましょう。 ○ 地域のつながりが希薄化し個人主義が進む中であっても、誰かの「世話やき」を行い、お互い様の関係づくりをしてみましょう。 ○ 地域には様々な世代や立場の人がともに暮らしていることを知り、相手の立場に立って考え、多様な在り方をお互いに認め合いましょう。
地域等の取組み	<p>(事業者・団体・自治会・社会福祉協議会など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域でお困りの方がいたら、行政・専門機関・民生委員・児童委員・自治会など、地域のみんなで協力しながら支えていきましょう。 ○ 地域コミュニティが活性化するよう、地域で活動する様々な個人や団体との連携・協力をお願いします。 ○ 地域ぐるみの支え合い・助け合い活動を推進し、誰もが安心して暮らせる地域づくりへの協力をお願いします。 ○ 誰もが気軽に参加できる集いの場の開設など、地域のつながりや交流が活性化する取り組みをお願いします。 ○ 誰もが自分らしく活躍し、役割と生きがいを持って暮らせるよう、地域での温かい受け入れをお願いします。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 分野横断的・制度の狭間にある課題にも柔軟に対応していくため、必要な支援を地域ぐるみで包括的に提供するネットワークづくりを推進します。 ○ 生活支援コーディネーターを配置し、高齢者なんでも相談室等と連携しながら地域課題や生活支援ニーズ、地域資源の把握に努めます。 ○ 地域での連携・協働に資するサービスや資源等の情報提供・情報共有を推進します。 ○ 関係機関や専門機関との連絡会・協議会・地域会議等の開催を通じ、多職種・多機関連携を推進します。 ○ 地域ぐるみの支え合いを推進するため、住民をはじめとした多様な主体との協働を推進します。 ○ 福祉のみならず、生活関連分野も含めた分野横断的な連携を強化します。

2 - 2 - (2) 地域コミュニティ・自治会の活性化

現状・課題

地域コミュニティは子育て・防災・防犯・高齢者や障害者の支援、健康づくりなど、さまざまな活動・交流の基本となる場ですが、近年、そのつながりが希薄になっています。また、地域内で新たな住民と従来の住民との交流不足、自治会加入率の低下、役員の高齢化、役員・行事参加者の固定化の課題も生じています。

地域の課題に対応するためには、地域における住民同士のつながり、連携・支え合い、話し合いが重要であり、地域コミュニティの重要性が再認識されています。住民相互の交流や地域活動への参加など、地域のつながりを大切にしながら、地域コミュニティへの関心を高め、活動を活性化していく必要があります。

方向性

「向こう三軒両隣」という言葉があるように、「近所付き合い」が地域づくりの基本となります。家庭や地域でのあいさつや声かけ運動から始め、近所づきあいを深めることが重要です。

そのためには、住民が気軽に集まり、様々な問題や課題について自由に意見交換ができるような場や、地域コミュニティ活動に興味を持つきっかけとなる場を創出していくことも必要です。

また、地域において住民同士のつながりを生み、支え合いに向けた顔の見える関係づくりにつながる自治会等の活動について、より多くの住民が参加できるよう支援していきます。

今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治会に加入し、できる範囲から活動に参加しましょう。 ○ 地域交流の場やサークル活動等に積極的に参加しましょう。 ○ 周りの人を活動に誘ってみましょう。 ○ 自治会やサークル活動等の役員やスタッフをやってみましょう。
地域等の取組み	<p>(事業者・団体・自治会・社会福祉協議会など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新しい住人やこれまで参加していない方にも参加してもらえよう、情報提供、呼びかけをお願いします。 ○ 同世代の交流だけでなく、多世代交流が可能となるよう工夫をお願いします。 ○ 働いている人や子育て中の人も参加しやすい環境・雰囲気づくりをお願いします。 ○ 地域で活動する民生委員・児童委員やボランティアとの連携、協働をお願いします。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 若年層や現役世代など様々な世代が自治会に加入し、活動するよう働きかけます。 ○ 自治会活動について、コミュニティ推進はもちろん、防災・環境など様々な面から支援をしていきます。 ○ 地域でのさまざまなふれあいの場をつくり、地域とのつながりや地域の絆を深めます。

2 - 2 - (3) 地域支え合い活動の活性化

現状・課題

一人暮らし高齢者、要介護等認定者、障害手帳所持者など、日常生活の中で支援を必要とする人の増加や、地域の中での孤立が懸念されるなど、身近な地域における支え合い・助け合い体制の充実が一層求められています。

また、地域の多様な生活課題を早期に発見し対応していくためには、より細かいところに配慮ができる地域のサポートが大きな役割を果たしています。地域住民などによる主体的な地域活動を推進するとともに、民生委員・児童委員、自治会、ボランティア、NPOとの連携を促進することにより「地域のチカラ」を高め、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりを進めていくことが必要です。

方向性

地域の身近な課題を地域の住民が自ら発見し地域で共有していくためには、近所付き合いの中で助け合う、住民が主体となった共に支え合う地域づくりが重要になります。災害などの緊急時においても支援が十分に展開されるためには、身近な地域でできるだけ多くの人がお互いに顔見知りになれるよう、顔の見える関係づくりを進めていくことが大切です。

そのためには、日常的な声かけや見守り、話し相手など、日ごろからの支え合いや助け合い活動を通じた関係づくりが重要です。また、誰もが気軽に立ち寄り交流できる場を通じたつながりづくりや地域交流も進めていく必要があります。

災害や安否確認等の緊急時に対応できる地域づくりを進めるため、民生委員・児童委員、自治会（自主防災組織）、地区社会福祉協議会、警察等の関係機関等との連携を推進し、高齢者、障害者など支援を必要とする方を地域ぐるみで支えあい・見守るネットワークづくりを進めていきます。

今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域内の事に関心を持って、地域の課題を考えてみましょう。 ○ 地域を信頼して、お互い様・向こう三軒両隣・ご近所同士の気持ちで接し、交流してみましょう。 ○ ほんの少しの心がけも、支え合いや見守り活動につながります。見守りのポイントや工夫を知り、気を配ってみましょう。 ○ 地域で行われている、住民主体の活動に参加してみましょう。
地域等の取組み	<p>(自治会・民生委員・児童委員・社会福祉協議会など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の皆で、地域の問題を話し合い、共有しましょう。 ○ 支援が必要な人や孤立しがちな人への見守りや支援活動の実施をお願いします。 ○ 地域の人の変異に気付いた場合は、適切な相談窓口へ連絡や紹介をお願いします。 ○ 地域で活動する個人・団体などの多様な関係者との連携をお願いします。 ○ 地域で行われている様々な活動の周知とPR、そして参加への呼びかけにご協力をお願いします。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員・児童委員、自治会(自主防災組織)などの関係者間で見守り対象者の情報を共有し、地域支え合い活動を推進します。 ○ 民間事業者との見守り協定を締結し、連携を図ります。 ○ 異変などの連絡があった場合には、関係課・関係機関と連携し、早急に対応します。 ○ 地域支え合い活動やSOSネットワークをはじめとした地域の支え合い・見守り等のネットワーク構築を推進します。 ○ 地域での助け合いや支え合い活動を促進するため、地域支え合い活動や防犯パトロールをはじめとした様々な住民主体の活動を支援していきます。

2 - 2 - (4) 地域交流の活性化

現状・課題

地域福祉を推進するうえで、地域交流の活性化は不可欠です。身近な地域で住民同士が交流を深め、顔見知りになることで、地域のつながりや相互理解、助け合いの気持ちが醸成されることが期待されます。

また、誰もが地域でいきいきと暮らしていくためには、自らが地域の一員であると感じられるような居場所や役割を確保することが大切です。地域での様々なつながりや参加の機会を通じて出会い、交流することで、お互いに学びや刺激を受け、地域が活性化していきます。誰もが多様な経路で社会に参加することができる環境を整えるとともに、人がひきつけられる魅力的な場を多数創出していくことが求められています。

方向性

地域交流の場については、公共施設だけでなく、自治会館や福祉施設などの集会施設、地域の空き家などの民間スペースを活用したケースなども多くあります。こうした多様な交流の場を活用しながら地域の既存施設や各種団体との有機的な連携を促進するによって地域交流の活性化を図っていきます。

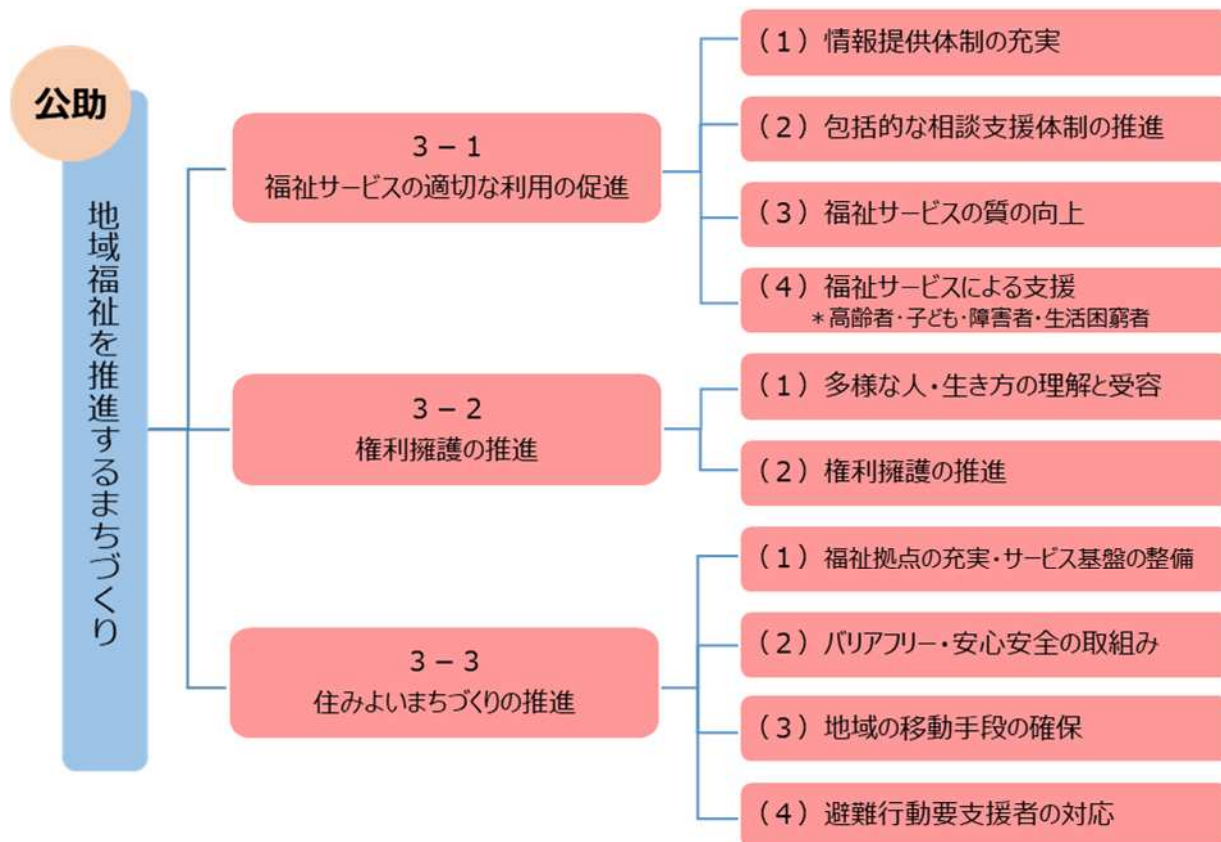
地域交流の場は、生活課題を抱えた住民を発見する拠点としての機能、地域住民が自ら住む地域について意見交換や情報交換を行う地域づくりの拠点としての機能、誰もが気軽に立ち寄り交流を図ることができる社会参加やつながりづくりとしての機能、高齢者や子どもなどの多世代・多様な人が交流する拠点としての機能、住民と専門職が話し合う場としての機能など、様々な機能を担うことが期待されます。

そのため、多様な地域交流の場の創出を推進し地域交流の活性化を図ることで地域のチカラを高めていきます。

今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公民館や自治会館、福祉会館等を積極的に活用しましょう。 ○ 地域のイベントやサークル活動等に積極的に参加してみましょう。 ○ 地域のイベントの企画・運営に参加してみましょう。 ○ 困りごとや地域の課題について周りの人と話し合ってみましょう。
地域等の取組み	<p>(すべての地域の皆さん)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域交流の場の開設やイベント開催等の取組みをお願いします。 ○ 地域交流の場やイベント等の周知にご協力をお願いします。 <p>(団体・事業者など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉を担う市民が気軽に集まることができる場となるよう、積極的に参加ください。 ○ 地域交流の場で把握した課題やニーズについて関係機関との共有をお願いします。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 誰もが気軽に参加できるイベント・講座等を開催し周知していきます。 ○ 空き家や自治会館、保育所等を活用した交流の場開設者を支援し、地域交流拠点づくりを進めます。 ○ 地域交流の場の開設者との情報共有・意見交換を積極的に行います。 ○ 交流の場で発見された課題は、適切な機関と連携し対応します。

第3節 基本目標3 地域福祉を推進するまちづくり



3-1 福祉サービスの適切な利用の促進

誰もが家庭や地域の中で、障害や年齢に関わらず、その人らしく、安心して自立した生活を送るには、必要な時に、必要とする適切なサービスが利用できる環境が必要です。サービスや地域を総括する立場にある行政として、気軽に相談できる包括的な相談体制づくりや、保健・医療・福祉・住まい・教育等をはじめとした幅広いサービスの情報提供体制を確立していきます。

自助、共助における取組みの推進においても、地域活動のPRや支援が必要不可欠です。地域活動の優れた取組みの発信や福祉教育の推進などの支援を通じて、少しでも多くの市民に参加してもらえよう努めていきます。

社会情勢や地域を取り巻く状況の変化に伴って、ひきこもりや支援拒否などによる社会的孤立、虐待や暴力、ダブルケア、8050問題、老老介護などの様々な生活課題が発生しています。こうした多様で複合的な課題を解決していくため、地域の様々な福祉の担い手と連携しながら、生活を重層的に支えるセーフティネットの構築を目指します。

3-2 権利擁護

地域には、高齢者・障害者・乳幼児・妊産婦、難病・疾患の方、ひとり親、外国人やLGBT *用語集 など多様な人が生活しています。誰もが自分らしく、安心してずっと暮らしていけるまちを実現するためには、国籍、年齢、性別、障害等、様々な立場や背景を超えて、人々が地域の一員としてお互いを認め合い、支え合えるような多様性の理解を地域の中で広げていく必要があります。

また、虐待、認知症など複合的なニーズや生活課題を抱える方に対しては、周囲の正しい理解と支援が必要になります。早期の発見と支援により、自立した生活の実現につなげるためにも、地域ぐるみで権利擁護や理解促進の取組みを進めていきます。

3-3 住みよいまちづくりの推進

各種福祉拠点の整備・充実、サービス基盤の整備は、福祉のニーズの受け皿として根幹を成すものです。また、住み慣れた地域での生活を維持するためには、ユニバーサルデザイン *用語集 や安心安全の取組み、バスや福祉有償運送 *用語集 などの移動手段の確保等についても配慮が必要です。こうした施策、取組みについては行政の役割として推進するほか、地域の既存施設や各種団体の取組みも活用することで総合的な取組みを図っていきます。¹

想定される大規模地震のみならず、大雨による浸水被害など様々な自然災害への備えが必要となっています。高齢者・障害者・乳幼児・妊産婦等の特に配慮を要する要配慮者のうち、災害時に特に支援が必要となる避難行動要支援者について、災害時の支援が地域における共助を中心に行われるよる仕組みづくりを進めていきます。

¹ 各制度に基づく福祉拠点の整備・充実は、総合計画や個別制度の計画等に基づき事業を推進していきます。

3 - 1 - (1) 情報提供体制の充実

現状・課題

地域福祉を推進するためには、福祉に関する情報が団体・事業者を含めたすべての市民に共有されている必要があります。しかしその一方で、必要な情報が十分伝わっていないことも考えられ、誰もが必要な情報を容易に入手できるよう、多様な方法による情報提供を行うことが求められています。

そのためには、既存の広報紙やホームページ、SNS 等の多様な媒体による情報提供・情報発信を推進することに加え、地域の様々な個人や団体等のネットワークを通じた情報提供・情報共有体制を構築することも求められます。

また、情報のバリアフリー化を目指し、視覚障害の人やパソコン等の操作を苦手とする人であっても、身近に情報を得られる体制の推進が必要です。

方向性

高齢者や障害者、子育て世代はもとより、今後サービスを利用することが見込まれる方にも配慮し、多様な方法による情報提供を行うよう努めるとともに、対象者に応じたわかりやすいチラシやハンドブック等を作成し効率的に情報が得られるよう工夫していきます。

さまざまな事業や施設、福祉サービスに関する情報が、必要な人に届き、適切な利用につながるよう、庁内での情報交換・情報共有を進めていきます。

また、民生委員・児童委員や自治会をはじめとした地域で活動する様々な個人・団体への情報提供・情報共有を推進し、誰もが身近な地域で情報が得られる環境整備に努めます。

今後の取組み

<p>市民の取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉に関心を持ち、積極的に情報を収集するとともに、得た情報を周りと共有しましょう。 ○ 地域の回覧、ご近所や友人同士のネットワークも貴重な情報源です。ご近所づきあいを大切にしましょう。 ○ 分からない事、知りたい事がある時は、市役所や民生委員・児童委員、福祉サービス事業者などに聞いてみましょう。
<p>地域等の取組み</p>	<p>(自治会・民生委員・児童委員など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自治会活動やご近所づきあいの中で、広報活動や情報交換の機会を設けるようお願いします。 ○ 情報が届きにくい人への気配りをお願いします。 <p>(事業者・団体・社会福祉協議会など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種団体や事業者からも積極的に情報発信をお願いします。 ○ 地域の集まりに積極的に参加し、活動内容のPRや福祉情報の提供をお願いします。
<p>市の取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な情報の受け手を想定した多様な情報発信方法を検討していきます。 ○ 広報ながれやま、パンフレット等を充実し、分かりやすく、効率的に情報を得られる工夫をしていきます。新聞を購読していない世帯にも、「広報ながれやま」を個別に配付することが可能です。 ○ 安心メール、ツイッター等のソーシャルメディアを通じて、安心や安全等、暮らしに関する情報を発信していきます。 ○ 地域ごとの人口構成、高齢化の現状など、統計データ等を公開し、現状の理解・意識の啓発につなげていきます。 ○ 出前講座や各種講座、講演会等の開催により様々な福祉情報を発信し周知を図ります。 ○ 身近な地域で情報が得られるよう、民生委員・児童委員や自治会等の地域で活動する様々な個人・団体への情報提供を推進します。

3 - 1 - (2) 包括的な相談支援体制の推進

現状・課題

ひきこもり、育児と介護のダブルケアなど、地域を取り巻く課題は多様化・複雑化してきています。こうした分野を超えた複雑な課題を抱える人や世帯に対しては、分野別・年齢別の制度ごとの支援に留まらず、当事者が抱えている課題やニーズを丸ごと受け止め、解決していく包括的な相談支援体制を推進し対応していくことが求められます。

地域には、どこに相談すればいいのか分からない、自ら SOS を発信できない、地域の中で孤立している、支援を拒否する等の理由で必要な支援が届いていない人がいます。このような人たちを早期に発見し、問題が深刻化する前に支援につなげていくことが必要です。

また、相談支援を行っていく上では、当事者が抱えている具体的な課題の解決を目指すとともに、当事者をつながり続けながら支援を継続する伴走支援や、社会とのつながりが希薄な当事者への社会参加支援といった視点を持つことも重要です。

方向性

分野を超えた複合的な課題や支援ニーズに対応できる包括的な相談支援体制の推進に向けて、庁内関係部局の連携体制の強化を一層進めるとともに、様々な分野の相談支援機関や専門機関同士の多職種・多機関連携を推進していきます。

必要な支援が届いていない人を早期に発見していくためには、相談支援において、「待つ相談」だけでなく、「出向く相談」を積極的に行っていくとともに、地域の様々な関係者や関係機関等を通じて、支援を必要とする人の情報を把握していくことが重要です。

ひきこもりをはじめとした、社会的に孤立状態にある人については、対人関係や将来への不安、自己表現の困難さ、自己否定感等を抱えている場合も少なくないため、相談支援にあたっては、当事者の状況や心情を理解し、丁寧に寄り添っていくことが重要です。また、段階的に社会とのつながりの回復や社会活動への参加を支援していくことも重要です。地域に存在する様々な資源を活かしながら、本人のニーズに合った活動や参加の場につなげ、当事者が意欲や希望、生きがいを取り戻せるよう支援していきます。

人と人とのつながりそのものがセーフティネットの基礎となるため、地域のネットワークやつながりづくりを推進し、地域と相談支援機関・行政が一体となった相談支援体制の構築を進め、誰一人埋もれない・取り残さない地域づくりを進めていきます。

今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 問題を抱え込まず、積極的に専門機関に相談しましょう。 ○ 困ったときに相談できる相手を日頃から確認しておきましょう。 ○ 近隣の人との日常的なつきあいを通じて、支援が必要と感じた人を発見した場合には、専門の相談窓口を紹介しましょう。
地域等の取組み	<p>(自治会・民生委員・児童委員など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 困っている人が相談しやすい地域の関係づくりをお願いします。 ○ 相談機関や福祉サービスの周知・情報提供にご協力ください。 ○ 支援を必要とする人がいたら、適切な相談窓口へ連絡や紹介をお願いします。 ○ 地域の様々な団体と連携し、地域のネットワーク強化をお願いします。 <p>(事業者・団体など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サービス提供事業者の皆さんは、専門の知識や技術を生かした相談・支援活動をお願いします。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各相談窓口間の連携を一層強化し、相談者の世代や属性、相談内容に関わらず、どんな相談も各窓口において包括的に受け止め適切な支援につないでいく、「断らない」相談支援体制の確立を目指します。 ○ 困っている人が支援につながるよう、相談窓口や福祉サービスについて積極的に周知・情報提供し、認知度向上に努めます。 ○ 自ら積極的に相談することが難しい人がいることを踏まえ、より相談しやすい体制や情報発信に努めます。 ○ 職員や相談員等の相談に関わる人の資質向上を図ります。 ○ 支援を必要とする人の早期把握に努め、適切な支援につなげます。 ○ 地域の様々な関係機関と連携し、地域ぐるみの切れ目のない相談支援体制を推進していきます。 ○ 地域とのつながりが希薄で孤立しがちな人が、安心できる人や場所につながる事が出来るよう支援していきます。

3 - 1 - (3) 福祉サービスの質の向上

現状・課題

現在の福祉制度では、サービスを利用する人が自らサービスを選択することが基本となっていますが、福祉ニーズの多様化に伴い、提供される福祉サービスが多様化しサービス提供者も増える傾向にあります。利用者にとって選択肢が増えることは望ましいことですが、その反面、実績や経験豊富なスタッフの不足により提供サービスの質の低下が生じることも想定されます。

そのため、利用者の権利擁護の観点から、利用者自身が自己の状況やニーズに応じて事業者を選択できる仕組みを強化するとともに、福祉サービスの質の向上を事業者とともに推進することが必要となっています。

また、介護、保育、障害福祉分野などの福祉サービスへのニーズに対応していくためには、それを担う専門的な福祉人材を安定的に確保することも求められています。

方向性

事業者にも事業所の情報開示や苦情解決、第三者評価等の取組を働きかけ、利用者の良質なサービス選択を支援するとともに、福祉サービスの水準・質の向上を図ります。

また、市民が安心して必要とするサービスを選択・利用できるよう、わかりやすい福祉サービスの情報提供や利用者からの相談への対応に努めるとともに、関係機関と連携し、事業者が福祉ニーズに対応した適切なサービスが提供できるよう、福祉サービス事業者向けの研修会を実施し資質の向上に努めます。

専門的な福祉人材の確保・定着を図るため、新たな人材の確保に向けた取り組みを進めるとともに、福祉専門職が誇りをもって働き続けることができるよう、モチベーションの向上等につながる取り組みを進めていきます。

今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ サービス提供事業者の選択にあたっては、契約であるという意識を持ち、疑問点を事業者から十分に聞き取り、納得してサービスの提供を受けましょう。 ○ サービス利用における要望・苦情は、まずは事業者に申し出て、解決がつかないときは市や専門機関に相談しましょう。 ○ 福祉の仕事に関心を持ってみましょう。
地域等の取組み	<p>(事業者・団体など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者各々の内部研修はもとより、シルバーサービス事業者連絡会等の職能団体間での連絡会や研修会の充実に努めてください。 ○ 事業者は、自己評価の実施、第三者評価 *用語集 の活用、情報公開に努めてください。 ○ 事業者は、利用者ニーズや満足度把握のための調査の実施や、苦情解決のための窓口を設置するなどして、利用者の意見や提案を取り入れながら、良質な福祉サービスの提供に努めてください。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民にサービス提供事業者の情報を発信します。 ○ 福祉サービスに関する市民からの相談を通して事業者の育成・指導を行い、サービスの質の向上に努めます。 ○ 介護相談員制度 *用語集 などを活用して、事業者の自己改善の取組みをフォローしていきます。 ○ 関係機関と連携し研修会を実施するなど福祉サービス事業従事者の資質の向上に努めます。 ○ 介護職員、看護師、保育士等に対する修学資金貸付や研修費助成等を通じて専門的な福祉人材の確保に努めます。 ○ 専門的な人材の定着及び離職防止のため、就業意欲やモチベーションの向上に向けた取組みを検討していきます。

3 - 1 - (4) 福祉サービスによる支援

高齢者の支援

方向性	主なサービス・事業例
○地域包括ケアシステムの推進による住み慣れた地域での自立した生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者なんでも相談室による相談支援 ・介護保険のサービス事業者を含む関係機関との連携強化
○介護予防と社会参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・保健事業と介護予防の一体的実施 ・介護予防教室講師派遣 ・高齢者ふれあいの家の推進*用語集 ・高齢者等移動支援バス、敬老バス
○在宅生活支援のための福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービス (在宅サービス、介護予防サービス、総合事業、福祉用具貸与等) ・医療介護連携による在宅療養者支援 ・高齢者福祉サービス (外出支援、寝具乾燥、訪問理美容、給食サービス) ・緊急通報装置、救急情報セット、救助笛の給付
○認知症の人が安心して暮らし続けることができる体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症相談窓口の充実 ・認知症サポーターの養成 ・行方不明時に備えたSOSネットワーク構築 ・成年後見推進センターを中心とした権利擁護支援体制の充実 ・認知症初期集中支援チームの配置
○高齢者が安心して居住できる場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険施設サービス ・介護付き有料老人ホーム等の整備 ・住宅改修支援(介)、住宅改造費助成 ・高齢者住み替え支援

障害者の支援

方向性	主なサービス・事業例
○ノーマライゼーション意識の向上のための啓発、広報活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害に対する理解の啓発 ・ 障害を理由とする差別解消の推進 ・ 権利擁護の推進 (虐待防止、成年後見制度の普及啓発)
○障害者の自立した生活及び意思決定の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援事業所による相談支援の充実 ・ 意思疎通支援(手話通訳・要約筆記) ・ グループホーム等の充実 ・ 自立支援給付 (訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、補装具給付) <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活支援事業 (移動支援、日常生活用具給付、訪問入浴) <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種助成事業 (障害者支援施設等交通費、重度障害者医療費、特定疾病者医療費、精神障害者入院医療費、在宅障害者一時介護料、福祉タクシー券、自動車燃料券、住宅改造費)
○社会活動に参加できる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労支援センター ・ 障害者福祉センター ・ 優先調達の推進 ・ 地域生活支援事業 (地域活動支援センター 型～ 型)
○発達に心配のある乳幼児及び障害児への発達支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児通所支援事業 ・ 児童発達支援センター (つばさ学園・児童デイつばさ、子ども発達相談、障害児相談支援(計画相談)、幼児ことばの相談室)

子ども・子育て世代の支援

方向性	主なサービス・事業例
○子どもを産み育てやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代包括支援センターの設置 ・妊娠期から子育て期にかけての切れ目のないサポート体制の構築 ・地域全体で子育てをサポートする体制の充実 ・児童センターの整備・機能の充実 ・SNSなどを活用した子育てに関する各種情報や講座・教室の案内
○仕事と子育てを両立できる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・保育サービスの充実と多様化 (延長保育、一時保育、病児・病後児保育、学童クラブ)
○養育環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の充実 ・児童相談所や学校、警察、医療機関などとの連携強化と迅速・適切な対応 ・子どもの貧困に対するきめ細やかな対応 ・発達障害が疑われる子どもの早期発見・早期支援 ・児童虐待防止対策の充実 ・ひとり親家庭への支援の充実
○子どもと母親(保護者)の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもと母親(保護者)の健康の確保 (妊婦健康診査、ハローベイビー、新生児聴覚スクリーニング検査、新生児訪問、産後ケア事業、こんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健康診査、離乳食教室、むし歯予防教室、母子健康相談、養育支援訪問、予防接種)

生活困窮者の支援

方向性	主なサービス・事業例
○生活保護に至る前の「第2のセーフティネット」として、生活困窮者の自立を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援事業 ・就労準備支援事業 ・住居確保給付金支給事業 ・家計改善支援事業

3 - 2 - (1) 多様な人・生き方の理解と受容

現状・課題

地域には、高齢者・障害者・乳幼児・妊産婦、難病・疾患の方、ひとり親、外国人やLGBTなど多様な人が生活しています。誰もが自分らしく、安心してずっと暮らしていけるまちを実現するためには、多様な人・生き方への理解を地域の中で広げ、地域の一員として、さらには地域福祉活動の担い手として受容していくことが大切です。

社会的少数者や弱者とみられている人々に対する理解を促進し、一人ひとりの価値観や多様性が特別視されることなく、それぞれの個性を認め合い、自分らしく活躍できる「地域共生社会」実現に向けた環境を整備する必要があります。

また、地域には生活について困りごとを抱えている人がいることを認識し、お互いの多様性について理解を深め、共に支え合い・助け合う、「誰一人として取り残さない」地域づくりを進めていくことが求められています。

方向性

共生社会の実現のためには、社会的少数者や弱者とみられている人々にとってどんなことがバリア（障害）となっているのかを考え、バリアを取り除いていく「心のバリアフリー」の視点を持つことが必要です。

そのため、個人の意識や抱える問題を正しく理解し受容できるよう、正しい知識の普及啓発や福祉教育等の取組みを進めるとともに、多様な特性を持つ人々と交流する機会を設けることで相互理解を深め、地域住民が立場や背景を超えてお互いの生き方や考え方を認め合い、誰もがその能力や個性を発揮できる地域づくりを進めます。

また、近隣で困りごとを相談し助け合う関係性が希薄化している中、住民同士が地域で生活するなかでお互いに支え合いながら必要な時に助けを求めることが出来るような地域の実現を目指し、地域のつながりづくりや地域交流の活性化を進めていきます。

今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新聞、テレビなどを通じ、多様な人・生き方の姿や気持ちを知り、正しい理解に努めましょう。 ○ お互いを尊重し、思いやりや労りの気持ちをもちましょう。 ○ 近くに困っている人がいないか気にかけて、積極的に声をかけてみましょう。 ○ 多文化理解を目的としたイベントや交流会に積極的に参加してみましょう。
地域等の取組み	<p>(すべての地域の皆さん)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 正しい理解が進むよう普及啓発をお願いします。 ○ 様々な意見や提案を取り入れながら、地域の皆さん一人ひとりが尊重される機会を設けるよう工夫してください。 ○ 多様な人が集い交流できる場や機会を設けてみましょう。 ○ 近隣にお困りの人がいたら、地域みんなで支え合いましょう。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権教育・啓発の講演を行うとともに、障害や認知症等についての理解を深めるよう情報を提供します。 ○ 誰もが自分らしく活躍できる場所を見つけられるよう、多様な交流・社会参加の場の創出に努めていきます。 ○ 多様性や異文化への理解・受容が進むよう、様々な交流の場づくりを推進します。

3 - 2 - (2) 権利擁護の推進

現状・課題

今後、認知症等により判断能力が不十分な人の増加が見込まれることから、権利擁護支援の取り組みの強化が必要となっています。また、子どもや高齢者、障害者に対する虐待、配偶者などによる暴力（DV）等の重大な権利侵害への対応も進めていく必要があります。

虐待、認知症などによる複合的なニーズや生活課題を抱える方に対しては、早期の発見と支援によりできる限り自立した生活の実現につなげることが必要です。地域の多様なネットワーク機能を活かして、生活課題の発見に努め、対応していくことが求められています。

方向性

福祉サービスが契約に基づいて提供される現在、認知症等の判断能力が十分でない人への支援は必要不可欠です。こうした人々が地域において安心して自立した生活を送れるよう、判断能力の程度や生活の状況に応じて、成年後見制度 ***用語集** や日常生活自立支援制度 ***用語集** の適切な利用が図られるよう、成年後見推進センター（中核機関）が中心となり、理解促進に努めていきます。

虐待の防止にあたっては、被虐待者が自ら SOS を発信できない、あるいは発信が難しい状況にあることから、全ての人々が虐待防止の意識をもち、虐待の兆候にいち早く気づき、適切な機関に相談・通報することが重要です。

認知症・虐待いずれにおいても、早期の支援が可能となるよう、相談体制の充実や関係機関同士のネットワークの強化、地域の見守り体制の充実を図り、迅速な対応に努めます。

今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身近に相談できる相手をつくりましょう。 ○ 隣近所で支援が必要な人の見守りに努め、困っている人を見かけたら、民生委員・児童委員や関係機関へ相談しましょう。 ○ 虐待、認知症、成年後見等の講座や学習会に積極的に参加して、理解を深めましょう。 ○ 必要が生じたら、成年後見制度等の利用を考えましょう。
地域等の取組み	<p>(すべての地域の皆さん)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域全体で正しい理解と早期の気づきができるよう、普及啓発の場を設けてみましょう。 ○ 虐待の兆候を発見したら速やかに通報・相談をお願いします。 <p>(団体・事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 成年後見制度や自立支援事業の活用に向けた支援への協力をお願いします。 ○ 事業者間の連携や地域のネットワークへの参加・協力をお願いします。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談体制を整備し、通報窓口の周知に努めます。 ○ 虐待、認知症、成年後見等の講座や学習会を通じた普及・啓発を行い、支援者の育成、ネットワークの組織化を図ります。 ○ 虐待防止ネットワーク等の連携強化を図ります。 ○ 成年後見推進センター(中核機関)を中心とする地域連携ネットワークを推進し、成年後見制度の周知及び利用促進に努めます。

3 - 3 - (1) 福祉拠点の充実・サービス基盤の整備

現状・課題

流山市では子育て世代の増加により、保育サービスや学童クラブなどの子育て支援に関するニーズが高まっています。高齢者においても、高齢期の住まいへの対応として介護施設等の充実が求められています。また、障害のある人が地域社会の中でその人らしく暮らすためのグループホームの整備も必要とされています。このように、幅広い世代・分野を対象として、多様なサービス基盤整備の需要が高まっています。

また地域福祉センター、福祉会館、高齢者なんでも相談室、成年後見推進センター^{〔*用語集〕}、障害者相談支援事業所^{〔*用語集〕}、子育て支援センター^{〔*用語集〕}、くらしサポートセンター^{〔*用語集〕}等の多様な福祉拠点の充実により、地域における住民交流や相談支援、ニーズ把握、情報提供等のさまざまな機能を強化していくことが求められています。

方向性

福祉拠点の整備・充実、サービス基盤の整備は、福祉ニーズの受け皿として地域福祉の根幹を成すものです。人口動態やサービス需要を考慮しつつ、総合計画や個別制度の計画等に基づいて充実・整備を進めていきます。

また、各福祉拠点やサービス基盤が効果的に利用されるよう、情報提供を積極的に行うとともに、各福祉拠点や福祉サービス施設と民生委員・児童委員、社会福祉協議会をはじめとした様々な地域福祉の担い手等との連携を推進し、地域の福祉ネットワークの強化を図ります。

特に、相談支援の機能を持つ福祉拠点については、支援を必要とする人が必ず相談につながるよう、相談窓口の周知に努めていきます。

今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域での新たなサービス基盤整備にご理解ください。 ○ 地域の福祉拠点や福祉施設について調べ、積極的に活用しましょう。
地域等の取組み	<p>(すべての地域の皆さん)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉拠点や福祉施設の周知・情報提供にご協力をお願いします。 ○ 地域ぐるみの福祉実現に向け、福祉施設等との交流を設ける等の取組みをお願いします。 <p>(団体・事業者など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉拠点との連携や情報共有にご協力をお願いします。 ○ 福祉施設や事業所は、市民が気軽に集まることができる場となるよう、地域への積極的な参加と交流をお願いします。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人口動態やニーズを考慮しつつ、各制度の計画等に基づいてサービス基盤の整備を進めていきます。 ○ 福祉拠点や福祉施設の情報提供を積極的に行います。 ○ 各相談支援窓口の周知を積極的に行います。 ○ 高齢者ふれあいの家をはじめとした、住民主体のつどいの場設置を支援し、地域交流の拠点づくりを進めます。 ○ 各福祉拠点と福祉団体相互の連携を推進し、地域の福祉ネットワークの強化に努めます。

3 - 3 - (2) バリアフリー・安心安全の取組み

現状・課題

全ての人が住み慣れた地域で、安心して暮らすためには、日常生活の中で外出の制約を受けることのないよう、公共施設・民間施設、道路、交通機関などの生活環境のバリアフリー化など、誰にとっても利用しやすい生活環境の整備を図ることが必要となっています。

市内では住宅開発が進む一方で、市内の自動車交通量も増加しており、安心安全に向けた取組みの重要性が高まっています。特に、高齢者や障害者、児童生徒の安心安全に配慮し、利便性と安心安全のバランスを図っていく必要があります。

また、高齢者に対する振り込め詐欺や悪質な訪問販売、子どもに対する声かけ、連れ去りなどの犯罪を未然に防止するため、対策を行っていく必要があります。

方向性

公共施設、道路、公園等のバリアフリー化を進めるとともに、住宅改修助成や普及啓発を通じて個人・民間事業者など街ぐるみで取組みを進めていきます。

主要道路や通学路などの危険箇所等について、地域や学校、警察など関係機関と連携して情報を共有し、安心安全に向けた整備を図っていきます。

犯罪の未然防止については、自治会を中心とした地域住民による防犯パトロール活動の充実や、高齢者等への見守り活動を支援します。また、不審者情報の配信により注意喚起を図ります。更に、消費者トラブルを回避するための注意事項の啓発や、消費生活に係る相談体制の充実を図ります。

今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 街なかで困っている人を見かけた時は、声をかけ手助けしましょう。 ○ 優先駐車スペースや多機能トイレ等の優先設備を尊重しましょう。 ○ 事件や事故などの情報収集のほか、行方不明高齢者の早期発見のため、流山市安心メールに登録しましょう。 ○ 振り込め詐欺や悪質商法などから身を守るため何が必要か日頃から考え、家族で話し合い確認しておきましょう。
地域等の取組み	<p>(すべての地域の皆さん)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の危険箇所の把握に努め、情報の共有や市への情報提供をお願いします。 ○ 犯罪や事故などの未然防止のため、防犯パトロールや見守り活動をお願いします。 <p>(団体・事業者など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉施設や事業所は、ユニバーサルデザインを取り入れた整備に努めてください。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ ユニバーサルデザインに配慮した公共施設や道路のバリアフリー化に努めていきます。 ○ 高齢者や障害者が支障なく生活できるよう住宅改修事業などを実施していきます。 ○ 通学路の危険箇所を調査し、安全対策などを進め安心安全な環境整備を進めていきます。 ○ 防犯パトロール活動や高齢者等への見守り活動を支援します。 ○ 悪質商法や振り込め詐欺などのトラブルや犯罪についての啓発や、流山市消費生活センターによる相談体制の充実を図ります。

3 - 3 - (3) 地域の移動手段の確保

現状・課題

障害者や自家用車を持たない高齢者にとっては、外出、買い物、通院など生活の様々な部分で、公共交通など地域での移動手段を利用することになります。様々な人が住み慣れた地域で生活を続けていくために、鉄道、民間路線バス、流山ぐりんバス、タクシー等を効率的に組み合わせて地域の移動手段を確保していくことが求められています。加えて、交通の不便さの改善は地域の人同士のふれあいのために必要であり、地域コミュニティの活性化にもつながるため、全ての市民にとって重要な課題といえます。

また公共交通機関のみでは不十分と考えられる地域については、民間事業者による送迎バスや福祉事業者による福祉有償運送の活用を図っていくことが求められています。

方向性

地域の移動手段については、需給バランスやコストなどを勘案して、持続可能な地域公共交通網の形成を目指します。

市内の医療機関においては、通院患者向けの送迎バスを運行しています。また要介護者や身体障害者の方に対しては、地域で活動しているNPO、福祉事業者が福祉有償運送のサービスを提供しています。こうした移動手段等も合わせて活用することで、公共交通機関のみでは不十分と考えられる地域を少しでも解消できるよう取り組んでいきます。

今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共交通バス路線を維持できるよう、積極的に利用しましょう。 ○ 家族などの理解と協力により、移動手段を自ら確保しましょう。 ○ 困ったときに移動の手助けを頼めるような人間関係の構築に努めましょう。
地域等の取組み	<p>(事業者・団体など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療機関、事業者の方は、高齢者移動支援バス、福祉有償運送に対するの協力をお願いします。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な交通施策について検討を行い、地域公共交通網の充実に努めていきます。 ○ 高齢者移動支援バス、福祉有償運送の提供事業者と連携して移動が困難な市民の外出を支援します。 ○ 高齢者外出支援サービス、福祉タクシー利用券等により、高齢者や障害者の外出を支援します。

3 - 3 - (4) 避難行動要支援者の対応

現状・課題

近年、大規模な風水害や地震災害等の自然災害が全国各地で発生しており、首都直下地震など大規模地震のみならず、風水害、雪害など様々な災害への備えが必要となっています。高齢者・障害者・乳幼児・妊産婦等の特に配慮を要する要配慮者のうち、災害時に特に支援が必要となる避難行動要支援者について少しでも被害を減らせるよう、地域で要支援者の情報が共有され、災害時の安否確認・避難支援といった初期支援が地域における共助を中心に行われる仕組みづくりを進めていく必要があります。

方向性

災害時に地域での支援体制が十分に機能するためには、平常時からお互いに顔の見える関係をつくり、地域の支え合い・見守りを活性化することが重要です。自治会を中心に展開されている地域支え合い活動 2-2-(3) では、避難行動要支援者の情報について支え合い対象者名簿として提供し、地域と情報を共有することで、平常時からの見守り活動を推進しています。

また災害発生時に備えて、上記の支え合い対象者名簿の更新や、地域防災計画や避難所運営マニュアルにおいても十分配慮がされるように取組みを進めていきます。

今後の取組み

市民の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日頃から、自治会や住民間での交流を図り、初期支援がスムーズに行われる環境づくりに努めましょう。 ○ 予め避難所や避難経路、災害時の連絡方法を家族で確認しておきましょう。 ○ 地域の防災訓練に積極的に参加しましょう。
地域等の取組み	<p>(すべての地域の皆さん)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における各種行事や交流を通じて要配慮者を把握したうえで、普段からの見守りや声かけに努めてください。 <p>(自治会・民生委員・児童委員など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織の結成・活性化、防災訓練の実施等により、住民の防災意識啓発をお願いします。 ○ 日々の活動や地域支え合い活動等を通じ、避難行動要支援者を予め把握して頂くようお願いいたします。
市の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災訓練の実施や地域住民による防災訓練の支援を通じて、市民の防災意識の向上に努めます。 ○ 防災行政無線、流山市安心メール等を通じた連絡網等、適切で迅速な情報伝達手段の整備に努めます。 ○ 自治会との協定締結に伴う避難行動要支援者名簿の提供・更新を通じ、流山市地域支え合い活動を推進します。 ○ 地域防災計画、避難所運営マニュアル、避難行動要支援者避難支援計画を推進します。

第4章

計画を推進するために

第4章 計画を推進するために

第1節 それぞれの役割

編集中

自助（市民の役割）

共助（地域等の役割）

活動団体（自治会、ボランティア団体、NPO等）の役割

社会福祉協議会の役割

民生委員・児童委員の役割

サービス事業者の役割

公助（行政の役割）

編集中

第2節 計画の推進および進行管理

計画の周知・啓発

編集中

(1) 計画の配布・設置による周知・啓発

(2) さまざまな媒体による周知・啓発

(3) 出前講座による周知・啓発

(4) 各種関係機関との連携による周知・啓発

計画の推進・進行管理

計画の推進や進行管理にあたっては、P D C Aサイクル（計画・実行・評価・改善）
 *用語集 を活かして、計画の進捗状況を把握してその成果や課題を整理して次のステップにつなぐサイクルを確立し、より実効性のある取り組みを行う必要があります。

流山市の行財政運営におけるまちづくり報告書等の行政評価システムを活用するとともに、市民アンケート結果や流山市福祉施策審議会の意見を聴きながら、地域福祉の推進へ向けた施策のさらなる改善および次期計画策定へとつなげます。

市民が住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、保健・医療・福祉とともにそれ以外の施策の取組も重要であることから、健康福祉部だけではなく幅広く庁内の関係部局との連携を図り、地域福祉の推進に関わる施策を効果的に推進します。

